不使用取消審判における「社会通念上同一の商標」



















関西商標研究会(KSK)⁽¹⁾

会員 松井 宏記・小谷 昌崇・山田 威一郎・藤田 典彦・並川 鉄也・ 鶴本 祥文・垣木 晴彦・脇坂 祐子・齊藤 整

目 次

- 1. はじめに
- 2. 審決および審判便覧の各類型
 - 2.1 (類型 1) 書体の変更
 - 2.2 (類型 2) 文字種の変更
 - 2.3 (類型3) 段書き
 - 2.4 (類型 4) 文字の付加/欠落/変更
 - 2.5 (類型 5) 図形の有無
 - 2.6 (類型 6) 図形同士
 - 2.7 (類型 7) その他
- 3. まとめ

1. はじめに

商標実務が他の産業財産権の実務と大きく異なる点として、登録商標が現実に使用されていなければ、商標登録が取消審判により取り消される点がある(商標法 50条)。この点は、商標の使用によって発生する業務上の信用の維持を図り、需要者利益の保護を目的とする商標法の目的が、創作保護という他の産業財産権の法目的と大きく異なることに起因する。よって、商標登録出願の実務において、出願商標を決定する際には、出願商標が使用商標を十分に保護できるものであるかどうかという点だけでは不十分で、当該出願商標は使用商標との同一性を併せ持つものであるかどうかという商標法独自の観点からも検討しなければならな

11

不使用取消審判においては、登録商標そのもののみならず、登録商標と「社会通念上同一」と認められる商標を使用している場合にも、登録商標の使用と認められて取消を免れることができる(商標法 50 条 1 項)。商標法には、「社会通念上同一」といえる商標の具体例として、①書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、②平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずる商標、③外観において同視される図形からなる商標、が列挙されている(商標法 50 条 1 項)。

しかしながら、実際に社会通念上の同一性が問題になる事案は、当然、上記①ないし③の類型に限られるわけではなく、これ以外の類型が問題となることの方が多い。

そこで、我々は、「社会通念上同一」の判断基準の明確化を図るべく、2000年始めから2007年末までの不使用取消審判の審決の分析を行った⁽²⁾。そして、審決および審判便覧⁽³⁾の類型の整理を試みた。

2. 審決および審判便覧の各類型

2.1 書体の変更 (類型 1)

既存書体間での変更や、標準文字の登録商標をロゴ

商標として使用する場合。

ex. 明朝体 vs ゴシック体、標準文字 vs ロゴ書体

2.1.1 審判便覧

- ○同一性あり→書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標
 - 例 1) 活字体による書体の相互間の使用 清朝体(かい書体) ↔ゴシック体 明朝体↔丸ゴシック体
 - 例 2) 筆記体による書体の相互間の使用 かい書体↔草書体
 - 例 3) 活字体による書体と筆記体による書体の相 互間の使用
 - 例 4) 漢字の正字と略字の相互間の使用
 - 例 5) ローマ字の大文字と小文字の相互間の使用

2.1.2 事案の紹介

(1) 審判番号:取消 2003-30884

本件商標	判断 ⑷	使用商標
DAN(標準文字)	=	DAN

【コメント】標準文字の登録商標をロゴ商標として使用するという、本類型の最も典型的な事例である。標準文字の登録商標をありふれた書体(明朝体やゴシック体など)で表して使用する場合には、標準文字制度の趣旨からして同一性の問題が生ずる余地はないものの、特殊な書体にてロゴ化した場合等には、社会通念上の同一性が争点となり得る。本件のように多少図案化されているとはいえ欧文字「DAN」を表したものと十分認識することができるようなものについては、同一性が肯定されている。

(2) 審判番号:取消 2000-31378

本件商標	判断	使用商標
COOD	=	Good Enough

【コメント】上記(1)の事例とは逆に、ロゴ化された登録商標を普通書体にて使用した事例である。審決では、二段に書された本件商標の頭文字部分がモノグラム風に表されており、使用商標とは構成態様を異にするとしながらも、「Good」と「Enough」の結合文字以外に商品識別標識として機能する点は見出せない(両者の間に自他商品識別標識としての実質的な差異はない)として、社会通念上の同一性を認めている。

果たして、モノグラム化された「GE」の部分が独自の識別機能を発揮し得ないのかといえばやや疑問の残る所ではあるが、本件商標が独立した図形要素等を含んでいる訳ではないことや、両商標を構成する英単語がいずれも馴染まれた平易なものであって同一の称呼・観念が無理なく生ずること、両者の態様の変更は実際の商取引において通常行われる範囲内のものと捉えられなくもないこと等からすれば、社会通念上の同一性を認めた結論自体は首肯できる。

(3) 審判番号:取消 2004-30723

本件商標	判断	使用商標
FON	=	HOP LUN

【コメント】上記(2)に続き、ロゴ化された登録商標を普通書体にで使用した事例である。書体の変更である以上、当然ながら、構成文字の同一性が求められることとなる。そのため、一方の構成文字の一部が図形に置き換わっているような場合には、構成文字の特定が重要なポイントとなる。本件では、本件商標の上段中央部に配された渦巻き状の図形部分は、その左右に配された欧文字「H」及び「P」と相まって欧文字「O」を表したものと容易に看取し得るとして、両商標は共に「HOP」「LUN」の文字からなるものと認定され、社会通念上の同一性が肯定されている。

(4) 審判番号:取消 2003-31645

本件商標	判断	使用商標
WAL	=	

【コメント】登録商標及び使用商標が共に口ゴ商標であって、文字の表現方法や構成要素の位置関係が変更されている事例であり、類型7とも重複するところがある。商標の使用は商標を付する対象に応じて適宜に変更を加えて使用されるのが通常であるところ、本件の場合も、「WRC」の文字の表現方法や「CATCH the」の文字と「WRC」の文字との位置関係等が本件商標と若干異なることをもって商標の印象に格別の差異を感じさせるものとはいえず、また、両者からは同一の称呼が生ずることから、この程度の変更がなされているとしても社会通念上同一と認識し得る範囲内の商標と認めて差し支えないと判断されている。

2.1.3 実務上の指針

「書体の変更」類型の場合、その前提として登録商標と使用商標における構成文字の同一性が求められる。構成文字が同一でなければ「書体の変更」類型には当てはまらないこととなる一方、構成文字が同一であると認められる程度の書体の変更であるならば、社会通念上の同一性が認められる蓋然性は相当高いと言える(構成要素の付加/欠落など、他の変更を伴う場合を除く)。今般採り上げた事案のうち、類型1のみに属すると考えられるものについては、全て社会通念上の同一性が認められている。

なお、当然のことながら、50条1項における『社会通念上同一』の範囲と、4条1項11号等にいう『同一・類似』の範囲は、必ずしも一致しないことに留意すべきである。即ち、標準文字からなる登録商標と、相当程度図案化された使用商標が、仮に4条1項11号の先後願の関係にあるとすれば『非類似』と判断され得るものであったとしても、不使用取消審判においては、『社会通念上同一』と判断される余地も十分あるということになる。

(類型1:齊藤 整)

2.2 文字種の変更 (類型 2)

平仮名, 片仮名, 漢字, ローマ字(大 or 小)間における変更使用である。

ex. 平仮名 vs 片仮名, ローマ字 vs 片仮名, ローマ字 (大文字) vs ローマ字 (小文字)

2.2.1 審判便覧の事例

ひらがなを片仮名に、あるいは片仮名をローマ字に変更する等の文字種の変更について、審判便覧においては、<u>称呼及び観念を同一とする場合</u>の平仮名、片仮名およびローマ字の相互間の変更を同一性ありと認めている。一方、相互変更により別異な観念が生じ得る場合は同一性なしとしている。つまり、登録商標と使用商標から同一の称呼および観念しか生じない場合、いわば<u>「一対一対応」</u>の場合のみ、社会通念上の同一性を認めることとしている。

登録商標の文字種を変更することは、実際の取引態様に応じてしばしば行われることであり、同一性が争われた事例も比較的多い。よって、その場合の社会通念同一性の範囲をある程度まで推測することは可能である。

2.2.2 事案の紹介

(1) 審判番号: 平成 11 年審判第 31349 号

本件商標	判断	使用商標
COMPATH	#	コンパス

【コメント】本件商標から生じる自然な称呼は明らかに『コンパス』のみであり、使用商標「コンパス」はそれと同じである。しかしながら審決では、両商標から生じる観念が異なるとして、つまり、「COMPATH」は単なる造語であるのに対し「コンパス」は「COMPASS」に通じる製図用具を想起させ、両者の観念は一対一対応ではないとして、社会通念上同一性が認められなかった。

両商標ともに観念が生じる場合のみならず、一方から観念が生じない場合でも、「称呼及び観念を同一とする」という審判便覧の要件が厳格に判断された事例であり、実務上も注意すべきである。

(2) 審判番号: 平成 9 年審判第 15182 号

本件商標	判断	使用商標
LIFECENTER	#	ライフセンター

【コメント】本件も上記(1)と同様に、一対一対応が 厳格に判断された事例である。審決では、「本件商標 は特定の観念を有しない造語よりなるものと認められ るから、その表音の使用をもって社会通念上同一のも のということはできない」と判断され、観念上の同一 性なしとして社会通念上同一とは認められなかった。 「LIFECENTER」は一つ一つの構成要素を見ればそれ ぞれ「LIFE (命,生活)」および「CENTER (中心地等)」 の意味を有しているが、それでは足りず、結合商標全 体としてまとまった特定の観念がなければ認められな いことを示唆する事例であり、そのような結合商標を 登録、使用している者は文字種の変更に注意を要する (一方、この理屈で言えばたとえば「HOMECENTER (ホームセンター) なら一つ一つの単語に意味がある ことに加え全体としても特定の観念があるので、文字 種の変更も認められるように思われる)。

(3) 審判番号:取消 2001-30335

本件商標	判断	使用商標
エンゼルクラブ	=	ANGEL CLUB

【コメント】本件商標と使用商標から生じる称呼が「エンゼルクラブ」として同一, 観念も「天使のクラブ」

等として同一であり、「称呼及び観念を同一とする」という審判便覧の要件を満たすとして社会通念上同一性が認められた事例である。称呼と観念の同一性判断のうち、この事例の場合、称呼の同一性が認められたことについてはやや疑問を感じる。すなわち、「ANGEL CLUB」からは「エンゼルクラブ」のみならず「エンジェルクラブ」の称呼も生じると考えられ、厳密には「一対一対応」と言えないようにも思われるからである(欧文字から複数の表音訳が生じる本件のような事例としては、他に「ROYAL」(ローヤル、ロイアル)なども考えられる)。本件では社会通念上同一性が認められたが、審決では全般に厳格な同一性が求められていることから、欧文字から複数の表音訳が生じる場合、必ずしもこの事例と同じ判断がなされるとは限らないと思われる。

2.2.3 実務上の指針

文字種の変更の場合、ポイントとなるのは、称呼と 観念の「一対一対応」である。特に観念の一対一対応 には注意を要する。つまり、別異の観念を生じる場合 に社会通念上同一性が認められないのは当然のことな がら、登録商標が特定の観念を生じない造語であった 場合、その表音訳が社会通念上同一性が認められない ことには十分注意すべきである。そのような場合は、 表音訳についても商標登録を検討すべきである。また. (2)の事例のように、一つ一つの構成要素に意味があっ ても結合商標全体としてまとまった特定の観念がなけ れば、結局は造語と同じように観念がないと判断され る場合があることも、注意すべきである。商標の同一 性や類否を判断する三要素(外観,称呼,観念)のう ち、商標実務では特に称呼の異同や類否が判断の決め 手となる事例が多いことから、文字種の変更の場合も、 登録商標と使用商標の間の称呼の同一性に注意が払わ れがちである。しかしながら、観念の同一性が厳格に 判断されている上記事例を踏まえれば、文字種の変更 の際は、称呼の同一性のみならず観念の同一性にも十 分な注意を払うべきである。

(類型2:並川 鉄也)

2.3 段書き (類型3)

例えば、二段書き以上の登録商標における一段の使 用の場合。

ex. ローマ字/片仮名 vs 片仮名

2.3.1 審判便覧

審判便覧においては、登録商標が二段併記等の構成

からなる場合であって、上段及び下段等の各部が観念を同一にするときに、その一方の使用は、「その他社会通念上同一と認められる商標」として例示されている。しかしながら、登録商標が二段併記等の構成からなる場合で上段及び下段等の一方の各部が観念を同一としないとき等、上記以外の場合についての具体的な基準についての記載は、審判便覧にはない。

2.3.2 事案の紹介

(1) 審判番号:取消 2002-31203

本件商標	判断	使用商標
BORSALINO ボルサリノ	=	Borsalino

【コメント】本事案では、本件商標と使用商標とが、いずれも「ボルサリノ」の称呼を同じくし、男の名前(イタリア国で多く使用される)の観念を同じくするものとして、社会通念上同一の商標であると判断された。本事案は称呼及び観念が同一であるとしているが、「BORSALINO」という語は英語等の辞書に一般的に掲載されているとは言い難い。そのため、「BORSALINO」から「男の名前(イタリア国で多く使用される)」の観念が生じると判断することには疑問が残る。しかし、本事案は、一般的には観念が生じにくいと思われる商標の場合であっても、諦めずに観念の同一性を根拠付けることで、社会通念上の同一性が認められる余地がある例として活用できる。

(2) 審判番号:取消 2003-30184

本件商標	判断	使用商標
パーレックス PERLEX	=	パーレックス

【コメント】本事案では、「PERLEX」「パーレックス」の各語が我が国において特定の意味合いを持って知られた語ではなかった(観念を比較できない)が、称呼の同一性が考慮され、社会通念上同一の商標であると判断された。使用商標「パーレックス」から、「PERLEX」以外の欧文字で一般的な既成語が想起されるともいえないので、社会通念上の同一性を認めた本事案の判断は首肯しうる。本事案は、観念を同一にするとき以外でも、社会通念上同一の商標として認められる例として活用できる⁽⁶⁾。

(3) 審判番号:取消 2005-30543

本件商標	判断	使用商標
サーパス		サーパス又は
SERPAS	+	SURPASS

【コメント】本事案では、「サーパス」からは、造語である「SERPAS」よりも、むしろ、「超える」の意味を有する英語「SURPASS」を想起し得るもの等として、社会通念上同一の商標であるとは判断されなかった。たとえ、称呼が同じであっても、別の既成語が想起される場合には、社会通念上の同一性が認められないので注意すべきである。そのため、特に、欧文字に、仮名を併記して出願するか否かの判断にあたっては、当該仮名から想起される既成語が存在していないかもチェックする必要がある。

(4) 審判番号:取消 2005-30249

本件商標	判断	使用商標
CLUBADIDAS TEAM クルバディダス チーム	#	又は clubaddau club adidas TEAM

【コメント】本事案では、「クラブアディダスチーム」 が本件商標の欧文字部分の自然の称呼であるため、本 件商標の「クルバディダス チーム」の文字は欧文字 部分から生ずる自然の称呼を併記したものとはいい難 く. 本件商標が、「CLUBADIDAS TEAM」と「クル バディダス チーム」を二段に表した結合商標とみる か、「CLUBADIDAS TEAM」を特殊な読みに限定す るために表したものとして, 欧文字部分のみでの使用 では社会通念上同一の商標であるとは判断されなかっ た。上記(3)の事案では欧文字部分等の称呼は同じ であったが、今回の事案はそもそも称呼が異なると判 断されたことが大きく影響している。ある欧文字につ いて、敢えて読みにくい称呼としたい(読みにくい称 呼として商標出願したい)場合には、その使用形態に も十分に注意した上で、出願商標の形態も考えるべき であろう (8)。

2.3.3 実務上の指針

登録商標が段書きで、使用商標が一段などで段数が 異なる商標の場合、その外観は当然異なってくる。そ のため、社会通念上同一の商標として認められるかは、 称呼、観念が影響してくるといえる。以下、場合に分けて簡単に説明を行う。なお、以下の説明では、段書 きの全ての場合を考慮できている訳ではないので、実 際の事案における検討は慎重に行って頂きたい。

(1) 称呼が異なる場合

段書きの登録商標に対して、称呼が異なる一段書き等の使用商標の場合、社会通念上の同一性が認められる可能性は非常に低いと考えられる(上記 2.3.2(4)の事案参照)。異なる称呼が生じるときには、別の既成語等が想起されていることが予想されるので、観念も別になりうる。そのため、このように外観、称呼および観念の全てが異なる使用商標は、登録商標の使用としては当然認めがたいこととなるからである。使用商標と登録商標とで異なる称呼が生じることが想定されるときには、出願する際に商標の選択を慎重に行うべきであろう。なお、不使用取消審判においては、段書きの登録商標と使用商標との間における称呼の同一性を認めさせるために、使用商標以外の周辺の表示状況も利用すべきである。9)。

(2) 称呼が同じ場合

段書きの登録商標に対して、使用商標の称呼が同じである場合、社会通念上の同一性が認められるかは即断できない。この場合は、さらに、観念が同じ又は生じないときと、観念が異なるときとに分けることができる。

①観念が同じ又は生じないとき

使用商標の称呼が同じでかつ観念も同じであるとき、社会通念上の同一性は認められる傾向にある(上記 2.3.2(1)の事案参照)。そのため、この観念の同一性を認めさせるための各種資料(辞書等)を提出できることが望ましい。一方、使用商標の称呼が同じであるが、観念が生じないときにも、社会通念上の同一性が認められる傾向にある(上記 2.3.2(2)の事案参照)。ただし、観念が生じないときは、その商標が造語である場合が多い。そのような造語のときには、そもそも称呼が定まりにくいおそれがあるので、称呼の認定には十分に留意すべきである。

②観念が異なるとき

使用商標の称呼が同じであるが、観念が異なるとき、 社会通念上の同一性は認められないことがある(上記 2.3.2 (3) の事案参照)。このようなことは、同音異義 語が存在している語に生じうる。同音異義語が存在す る語の場合、その使用形態には十分に注意すべきであ る。

(類型3:鶴本 祥文)

2.4 文字の付加/欠落/変更(類型 4)

登録商標に対して, 使用商標が他の文字が付加され

たものであったり,一部文字が欠落したものである場合。また、登録商標の文字の一部変更も含む。

ex. 識別力の無い文字+登録商標=使用商標, 識別 力の有る文字+登録商標=使用商標, スペル違

2.4.1 審判便覧

登録商標に対して何らかの文字を結合して使用した 場合や、構成文字の一部を取り除いたり、異なる文字 に置き換えたりして使用した場合における、使用商標 と登録商標の社会通念上の同一性の有無については、 具体的な判断基準は審判便覧に示されていない。しか しながら、登録商標に対して何らかの文字を付加・欠 落又は変更して使用することは、実際の取引において はしばしば行われることであり、特許庁の不使用取消 審判事件においても、本類型(特に文字の付加)の 使用商標に関する社会通念上の同一性が争われた事例 は、他の類型に比べても圧倒的に多い。従って、これ らの審決において示された特許庁の判断を参考にする ことで、社会通念上の同一性の範囲をある程度まで推 測することは可能である。

2.4.2 事案の紹介

(1) 審判番号: 平成 10 年審判第 31302 号

COSME APATO

【コメント】使用商標において、「COSME」の文字は、 化粧品全般を指称する「cosmetic」の略語であること から、自他商品識別機能を果たすのは「APATO」の 文字部分であるとし、当該「APATO」部分について は本件商標との同一性が認められることから、使用商 標についての社会通念上の同一性が認められた。この ように、登録商標に対して何らかの語を付加したもの であっても、付加部分が自他商品識別機能を果たさな いと判断される場合には、当該部分を除いた残りの部 分が自他商品識別標識として機能する部分であるとし て、当該残りの部分にもとづき、登録商標との同一性 を判断する事例が多数見られる⁽¹⁰⁾。

(2) 審判番号:取消 2002-30341

本件商標	判断	使用商標
ワンダー	#	ワンダーカード

【コメント】トランプの外箱等に表示された「ワンダーカード」なる使用商標について、全体が外観上まとま

りよく表され、かつ一気一連に称呼でき、観念上も「不 思議なカード」なるひとまとまりの観念が生ずること から、「ワンダーカード」全体で一つの造語と判断さ れ、登録商標との社会通念上の同一性が否定された。 このように、付加部分が自他商品識別力に乏しい場合 であっても、(1) の事案のように一律に付加部分を除 いて登録商標との同一性が判断されるのではなく、使 用商標の構成全体を考慮し、付加部分も含めた全体で 一体のものとして識別力を発揮していると認められる ものについては、使用商標全体について登録商標との 同一性の有無が判断される場合がある⁽¹¹⁾。

(3) 審判番号:取消 2000-30007

本件商標	判断	使用商標
LE RITZ	#	RITZ

【コメント】登録商標の一部を取り除いて使用した場 合の事例である。審決は、「LE」が冠詞を表す場合が あるとしても、本件商標の構成においては当該文字が 本件商標の主要な構成要素でないということはできな いとして、「LE」が欠落した使用商標について、本件 商標との社会通念上の同一性を否定している。被請求 人が世界的に著名なフランスの「RITZ HOTEL」であ り、「RITZ」といえば被請求人を示すものとして知ら れていることも考慮すると、本件商標において自他商 品識別力を発揮しているのは「RITZ」部分であると 考えることも不自然ではないように思われるが、それ にもかかわらず商標の構成全体で自他商品識別力を発 揮していると判断されたのは、 構成全体が極めて簡潔 にまとまっていることと、「LE」が「THE」ほど一般 的な冠詞ではないことが影響したのではないかと考え られる。一部欠落の事例についてはこのほかにも数例 あるが、いずれも社会通念上の同一性を否定されてい ることから、欠落した態様での使用に変更する場合に は登録商標との社会通念上の同一性について慎重に検 討することが必要である。

(4) 審判番号:平成 11 年審判第 31294 号

本件	井商標	判断	使用商標
SY	SLEY	#	SISLEY

【コメント】登録商標の構成文字の一部を他の文字に 置換えて使用した事例(スペル違い)。両者は同一の 称呼を生ずるものの、「Y」と「I」が異なる点で外観 上相違し、いずれも造語のため同一の観念も生じない として、社会通念上の同一性が否定された。このように、外観、称呼、観念いずれについても同一でなければ社会通念上の同一性が認められないとすれば、たとえ一文字のスペル違いしかない場合であっても、基本的には社会通念上の同一性は認められないものと考えられる(12)。

2.4.3 実務上の指針

登録商標に何らかの文字を付加して使用した場合に ついては、使用商標のうち自他商品等識別標識として 機能する部分を特定したうえで、当該部分について登 録商標との社会通念上の同一性が判断される。従って 登録商標に識別力のない語を単純に付加して使用した 場合には、同一性が認められる可能性は高いが、使用 商標全体の表示態様や、付加する語の意味合いによっ ては、付加部分も含めた全体で識別力を発揮するもの として、登録商標との同一性が否定される場合もある ので、安易な付加使用は避け、使用する際の表示態様 には十分注意すべきである。また登録商標の一部欠落・ 変更による使用については、外観の同一性だけでなく 称呼・観念の同一性も失われることが多いため、登録 商標との社会通念上の同一性が否定される可能性が高 い。従って登録商標について一部欠落・変更した態様 での使用は原則避けるべきであり、仮に欠落・変更使 用を行うのであれば、登録商標との社会通念上の同一 性を十分検討し、必要であれば別途使用商標そのもの を出願し権利化を図るなど、慎重な対応をすべきであ る。

(類型4:脇坂 祐子)

2.5 図形の有無 (類型 5)

登録商標が「図形および文字」である場合に、使用 商標が「図形」のみか「文字」のみである場合。また はその逆。

ex. 図形/文字商標 vs 文字商標, 図形/文字商標 vs 図形

2.5.1 審判便覧

登録商標が文字と図形の結合からなる場合に,文字部分又は図形部分を使用した場合,又は,これとは逆に,文字のみの商標,図形のみの商標を登録した場合に,文字と図形を結合して使用した場合の同一性の判断基準については,審判便覧には記載がない。

2.5.2 事案の紹介

(1) 審判番号:取消 2001-31081

本件商標	判断	使用商標
▶ 73118	#	*

(2) 審判番号: 平成 11 年 31305 号

本件商標	判断	使用商標
Swansp	=	SunNaP

【コメント】登録商標が、文字及び図形の結合からなる場合に、文字のみ、または、図形のみを使用した場合には、原則として、同一性が否定される。この類型の審決は多数存在するが、(1) はその一例である。文字と図形からなる商標はあくまで文字と図形が一体の商標として登録されているものであるから、構成要素の一方のみを使用しても、登録商標の同一の商標と認められないとする一連の審決の判断は合理的なものであろう。もっとも、図形部分の印象が文字部分と比較して弱く、図形部分を除いても商標の識別性に影響を与えないような場合には、文字部分のみを使用した場合にも、登録商標の使用と認められる場合がありうる。(2) の審決は、同一性が認められた事例であるが、この事案では、図形部分は、背景図形にすぎないとの判断がなされている。

(3) 審判番号:取消 2003-31057

本件商標	判断	使用商標
HUSTLER	=	STATE OF STA

(4) 審判番号: 平成 11 年審判第 31220 号

本件商標	判断	使用商標
REVOLUTION	#	

【コメント】文字のみの商標が登録された場合に、当該文字商標と図形とが結合した形で使用されることも、現実にはしばしば見られることであるが、この類型については、審決は、原則として、同一性を認める判断をしている。(3)の審決において、審判官は、使用商標中の「HUSTLER」の文字部分は、他の構成要素と切り離されて独立して自他商品の識別標識として

の機能を果たし得るとの判断をなしているが、合理的な判断であろう。もっとも、かかる判断にも一定の例外がありうる。(4)の審決では、使用商標は、歯車状の輪郭図形、五角形の図形と「R」の文字、そして「REVOLUTION」の欧文字等が全体としてまとまりよく組み合わされ一体に表されているとして、同一性を否定している。(4)の審決の使用商標は、確かに、文字部分と図形部分との一体性の強いものではあるが、本審決の判断を一般化できるかについては、疑問の残るところであろう。

2.5.3 実務上の指針

文字と図形のみからなる商標を登録した場合、その 一方のみを使用しただけでは、原則として、登録商標 の使用とは認められないため、かかる結合商標を登録 する場合には、将来的にも両者を結合した態様で使用 することを徹底しておく必要がある。文字と図形を結 合した形で登録しておけば、文字のみに類似する商標. 図形のみに類似する商標の双方についての、第三者の 登録を排除できる可能性が高く、この点でコスト的な メリットがあるのは事実であろう。しかしながら、将 来的に両者が分離されて使用される可能性があるよう な場合には, できれば, 文字と図形を分けた形で登録 しておくほうが望ましいといえよう。一方,文字のみ, 図形のみの商標を登録した場合に、他の図形、他の文 字と結合して使用することには, 原則として, 問題は ない。もっとも、図形と文字部分の一体性が極めて強 い場合には、例外的に、同一性が否定される例もある ため、商標権者としては、現実の使用態様において、 文字部分がそれ自体として識別力を果たしているかを 確認しておく必要があろう。

(類型5:山田 威一郎)

2.6 図形同士 (類型 6)

登録商標および使用商標の両者が図形のみである場 合。

ex. 図形 vs 図形

2.6.1 審判便覧

審判便覧においては、(i)登録商標に対して、背景を黒色で塗った商標や、背景に横線模様を加えた商標は、外観において同視される図形からなる商標として、社会通念上の同一性を認めている。その一方で、(ii)同観念を有する登録商標と使用商標間であっても、具体的表現において大きく異なる場合は、社会通念上の同一性無しとしている。

【審判便覧の事例】

○同一性あり→外観において同視される図形からな る商標



×同一性無し→その他社会通念上同一と認められない商標

例 1) 一定の観念を生ずる図形と当該観念を表すものと認められる図形(外観において同視される図形を除く)による表示態様の相互間の使用



2.6.2 事案の紹介

(1) 審判番号:取消 2004-30485

本件商標	判断	使用商標
lodian	#	Julius D.

【コメント】両図形部分は、髪飾り部が著しく異なっており、顔を含め全体の形状、描出方法、縦横の構成比においても大きく異なるものであり、自他商品識別標識としての機能において著しく相違するものと認定され、社会通念上同一のものとは認められないと判断された。図形から同一観念(インディアン)が生じるとしても、図形同士の構成が異なり、自他商品識別機能において異なるとの判断である。審判では、本件商標の図形部分は自他商品識別標識として果たす役割は極めて大きいとされており、異なる表現方法のインディアンが描かれている場合には、需要者に対して、本件商標の商標権者の出所を表示していないという妥当な判断であると考える。

(2) 審判番号:取消 2002-30668

本件商標	判断	使用商標
Ag.&	#	Pa

【コメント】 両商標には、3 個の「P」の文字があるが、 他の構成部分である図形が全く異なっているため、受 ける印象も異なり、社会通念上の同一性は無いと判断された。もちろん、図形部分も含めた態様に本件商標の識別力があるのであるから、その図形部分の大幅な変更は、本件商標と同様の識別力を発生しているとはいえない。

(3) 審判番号: 平成 10 年審判第 31259 号

本件商標	判断	使用商標
FLANE	#	PLANET SATURN

【コメント】本件商標は図形内に文字があり一体性を 有しているが、使用商標では図形内に文字が無く左右 に分離している。称呼及び観念は同一でも外観構成が 著しく異なる。図形内に文字を配した登録商標を変更 使用する際には注意すべき事案である。

(4) 審判番号:取消 2002-31340

本件商標	判断	使用商標
pr	=	MF.

【コメント】使用商標には、本件商標には無い「MicroFlow」の文字が「 μ F」の文字の下に小さく付加されているが、本件商標と社会通念上同一の商標といえると判断された。本件商標と使用商標とは図形の濃淡も異なるが、識別標識としての機能には異なるところが無いといえる。

2.6.3 実務上の指針

図形商標の場合、本件商標と使用商標とから、同一称呼および同一観念が生じるものであっても、外観において別画法をとるなど、具体的表現が顕著に相違する場合には、社会通念上の同一性は無いものと考える。また、登録商標が図形内に文字を含む場合には、文字と図形とが分離されて使用されれば、社会通念上の同一性が無くなることにも十分注意が必要である。すなわち、文字と図形との商標としての一体性に注意が必要である。使用図形商標が流行の変遷やCI(コーポレート・アイデンティティ)によって変更されるのであれば、こまめに新規出願をして登録商標を新しいものに乗り換えていく必要がある。

(類型6:松井 宏記)

2.7 その他 (類型7)

ex. 構成文字の大きさの相違, 同音異字体, マイナー チェンジ 他

2.7.1 審判便覧

審判便覧においては、その他に該当する事例の掲載 はないが、この類型においては個別具体的な諸事情が 考慮されて社会通念上の同一性を有するか否かが判断 されるものと思われる。

2.7.2 事案の紹介

(1) 審判番号:取消 2000-31263

本件商標	判断	使用商標
H _{ip} \$ ≅	#	nie de

【コメント】本件商標については、欧文字「Hips」部 と女性の臀部を強調した図形とが最も強い印象を持つ ことが考慮され, 本件商標を当該指定商品に使用する 場合には、本件商標からは欧文字「Hips」部から「ヒッ プス」との称呼が生じ、また前記図形からは「女性の 臀部 | 又は「女性のお尻 | との観念が生じると認定 された。一方、使用商標については、「HIP BOTTLE」 全体が一連一体のものと理解されるので,「ヒップボ トル」との称呼が生じ、また「お尻(のポケット)に 入るような(小さなペットボトル)」との観念が生じ ると認定された。このような両商標の認定に基づいて, 両商標はその称呼及び観念が相違することから社会通 念上の同一性はないと判断された。さらに、本件商標 には欧文字「Hips」部の他にワニ様の図形及び女性の 臀部を強調した図形も表されていることも考慮されて 社会通念上の同一性がないと判断されており、妥当な 審決であると考える。本件審決に鑑みると、使用しな い図形は含めないで文字だけで出願しておく方が得策 である場合が多いものと考える。

(2) 審判番号:取消 2003-31101

本件商標	判断	使用商標
के जिल्हा स्थान	#	二本松平美

【コメント】本件商標中の自他商品識別標識として機能を発揮する図形部分は、使用商標にあって、その配置、構成態様を大きく変更することにより、構成全体として極めて印象の薄いものとして看取され、「夏」の文字部分の存在も判然としないものであるから、使用商標の松の木図形部分は、それ自体、自他商品識別

標識としての機能が薄弱なものとなったというべきであるとして社会通念上の同一性はないと判断された。 審決の判断は妥当であると考える。特に、図形商標と 文字商標とを組み合わせての使用については、使用の 位置、大きさ、範囲等の態様を十分に検討して使用す べきであることに示唆的な事案である。

(3) 審判番号:取消 2002-31415

本件商標	判断	使用商標
電撃Hobbymagazine	=	FIGURE

【コメント】雑誌の題号など文字からなる商標の場合の取引実情として、その全部又は一部を図案化させ、また、その一部を異なった大きさ、色彩で表し、あるいは複数行に分けて表すなど、視覚上の印象を高めるために文字にデザインを施すなどして多様な表現手段を用いて表すことは、取引社会においては広く行われているところであると認定されて、使用商標は社会通念上の同一性があると判断された。具体的な取引実情を考慮されたことにより社会通念上の同一性があると判断された事例であると思われる。社会通念上の同一性を主張する場合には、当該指定商品又は指定役務の具体的な取引実情を確認し、その主張において有利となる取引実情を証明することを検討してみるべきであると考える。

(4) 審判番号:取消 2006-30467

本件商標	判断	使用商標
一生懸命	=	一所懸命

【コメント】本件商標と使用商標とは、「生」か「所」かの相違があるが、広辞苑第5版(岩波書店発行)に「一生懸命」は「一所懸命」から転じた語であると記載され、その他の国語辞典及びことわざ辞典にも同様な記載があることが考慮された上で、「一所懸命」と「一生懸命」を四字熟語としてみた場合、「一生懸命」が「一所懸命」から転じて使用されてきたという経緯があり、同一の観念を有するものとして一般に知られているということができるから、商取引の実際においては、登録商標と物理的に同一のものを使用するというよりは、商品(役務)の具体的な性状に応じ適宜変更を加えて使用する実情にあることを考慮し、併せて商標法第50条第1項の規定の文理に照らせば、商標の文字を「一生懸命」から「一所懸命」と変更して使

用することは、同一の自他商品(役務)の識別機能を有する標識として許容される範囲内のものであり、使用商標は社会通念上同一のものとみるのが相当であると判断された事案である。称呼が異なる場合でも、広辞苑等の各種辞典において、同義であることが明確に記載された言葉の場合には、社会通念上同一のものであると判断される可能性があることを示唆した審決であると言える。本件では前述のような特段の事情を有していたので社会通念上同一のものであると判断されたが、実務上は実際に使用する予定の商標を出願することをアドバイスすると共に、できれば出願後の実際の使用商標についても確認し、使用態様が異なれば新規の出願をアドバイスするべきであると考える。

(類型7:垣木 晴彦)

3. まとめ

以上のとおり、本稿では、2000年以降の不使用取消審判の審決の分析を通じて、近年の審決の判断傾向を明らかにしたものである。もちろん、特許庁の審判の判断も、審決取消訴訟で覆る可能性のあるものであるから、絶対視すべきものではないが、少なくとも上記の分析を通じて、現時点における特許庁の判断の枠組みと同一性が認められるか否かの境界線が明らかになったものと思料する。冒頭でも述べたとおり、不使用取消審判における商標の同一性の判断は、出願商標の態様を決める意味でも、登録商標の整理をする意味でも、重要な意味を有するが、本稿が、これらの点の判断の参考になることがあれば、筆者らとしては望外の喜びである。

注

- (1)商標を主な業務とする関西在住の弁理士・弁護士からなる任意の研究会。
- (2)2007年春頃より、2000年始め~2007年末までに審決があった不使用取消審判事件をリストアップし、各執筆者に振り分けて社会通念上同一が争点となった審決を抽出した。誌面の関係上、ここに紹介する審決は、社会通念上同一が争点となった審決の全てではないことをご了承願いたい。
- (3)特許庁「審判便覧」53-01「3.(2)登録商標の使用の認定に関する運用の事例」より。
- (4)表中「判断」の欄において、「=」は「同一性あり」、「≠」 は「同一性無し」を示す。

- (5)少し似ていると思われる事案としては、登録商標「なごみ/和」に対して、使用商標「なごみ(縦書き)」を社会通念上同一の商標と認めたもの(取消 2002-30152)がある。
- (6) 同様の事案としては、登録商標「クラークス/ CLARKS」に対して、使用商標「クラークス」(既成の 観念を生じない語)を社会通念上同一の商標と認めた もの(取消 2002-31067)がある。
- (7)同様の事案としては、登録商標「Cambell / キャンベル」に対して、使用商標「キャンベル」からは、常に造語としての本件商標中の欧文字部分「Cambell」が想起されるというものではなく、むしろ上記「Campbell」(人名)、ないし「campbell」(アメリカ原産の果皮の黒い大粒のぶどう)の語が想起されるとして、社会通念上同一の商標と認められなかったもの(取消 2000-31482)がある。
- (8)同様の事案としては、登録商標「ストラト/ST-RAT」が、「ストラト」の称呼のみを生じ、特定の観念を生じない一種の造語であるのに対し、使用商標「St-RAT」が「エスティーラット」の称呼を生じ、特定の観念を生じない一種の造語よりなる場合に、当該使用商標における変更使用は、本件商標の識別性に大きな影響を与えるというべきであり、もはや登録商標の識別

- 性に影響を与えない軽微な変更使用にとどまる範囲を 逸脱しているとして、社会通念上同一の商標と認めら れなかったもの(取消 2004-31513)がある。
- (9)取消 2003-30044 では、登録商標「CASHMERINO / カシメリノ」に対して、使用商標「Cashmerino」の称呼の認定にあたり、「PURE CASHMERE KNIT WEAR」(「混じりもののないカシミア製ニットウエア」なる意味合いを理解させる)、「cashmere blend」(「カシミア混紡」であることが理解される)といった周辺の表示が考慮され、カシミアを暗示させるものとして「カシメリノ」の称呼が認定された。
- (10)登録商標に対して品質表示語(ニュー,スーパー,エース等),普通名称(パップ(※薬剤の名称)等),商品の記号・符号(T-1000,-TC等)を結合した商標の使用について,登録商標との社会通念上同一性を認めた事例がある。
- (11) 化粧品を指定商品とする登録商標「Magic」に対し、 使用商標「LIP MAGIC」、「MAGIC COLOR」等の社会 通念上同一性が認められなかったものがある(平成 11 年審判第 30326 号)。
- (12)「BERGMAN」と「BURGMAN」について、社会通念 上同一性が否定された事例がある(取消 2006-30126 号)。(原稿受領 2008. 8. 29)

類型1:書体の変更(判断:「=」は同一性あり。「≠」は同一性無し)

ch 가 H	产业业	7% A그 국가 Last					TW 70 7 16 17 LIM U)
審決日	審判番号	登録商標	判断	使用標章1	使用標章2	区分	理由参考
2000. 01.17	H10-31218	Planet	=	PLA∩ET		旧 21	使用商標は、本件商標とその構成文字の表現方法において異なるところがあるとしても、いずれも「Planet」の文字をやや図案化して表したものというのが相当であり、共に「プラネット」と称呼されるものであることを考慮すれば、商取引の場においては、社会通念上、本件商標と同一の出所に係るものとして認識され、実質的に本件商標と同一の商標の範囲のものといい得るものである。
2001. 10.29	取消 2000-30006	RITZ	=	「RITZ」の 筆記体文字		旧 17	この表示は、本件商標と社会通念上同一の商標と認め得るものである。
2001. 12.11	取消 2000-30373	BOLL P	=	書体を変更 しているが、 本件商標の 「GOLF」及び 「Magazine」の 欧文字の綴りと 同じであり、前 者を2倍以上大 きく表している 構成		旧々 66	書体を変更しているが、本件商標の「GOLF」及び「Magazine」の 欧文字の綴りと同じであり、前者を2倍以上大きく表している構成に おいても、基本をなす部分を変更をしているものとはいえないもので あって、本件商標と社会通念上同一の範囲内の商標と認められる。
2002. 01.18	取消 2000-31378	GENOUGH	=	Good Enough		25	本件商標と使用商標とは構成態様を異にするとしても、登録商標が態様について少なからず変更を加えて使用されることは各種商品について普通に行われている。本件商標はやや図案化されているとはいえ、「Good」と「Enough」との結合文字以外に商品識別標識として機能する点は見出せない。構成態様において異なる点があるとしても、自他商品識別標識としての実質的な差異はなく、社会通念上同一と認められる。
2003. 01.08	取消 2002-30527	graw for france	=	New yorker		9, 14, 25, 26, 28	「New yorker」の欧文字は、本件商標と社会通念上同一のものと認められる。※請求人は、被請求人の答弁に対し、何ら弁駁していない。
2003. 07.18	H11-30687	7-23	=	TBS		旧4	使用商標の「ショッピング」の文字は識別機能がないことから「TBS」の文字部分(以下「使用 TBS」)が商標としての識別機能を果たす。本件商標と「使用 TBS」を比較すると外観において違いはあるが、「TBS」をデザインしたものであろうとみられる外観を呈しているうえ、「ティービーエス」の称呼及び観念において「使用 TBS」のそれと共通することは明らかである。
2004. 01.06	取消 2002-30315	アトネック	=	アドホック (縦書きの ゴシック体)		36	【被請求人の主張】「アドホック」を縦書きのゴチック体で表しているが、本件商標と同様に「アドホック」と認識でき、称呼できるデザイン範囲内での片仮名表記であるから、社会通念上本件商標と同一視することができる。※請求人は、何ら弁駁するところがない。
2004. 03.09	取消 2003-31253	Amical	=	Amical (筆記体)		旧 17	本件商標と使用商標とは同一の綴り文字よりなるものであるから、「アミカル」なる同一の称呼を生じ、フランス語の「amical」(友情のある)に通ずるものであるから、同一の観念を有する。
2004. 04.12	取消 2003-30428	FLEXY	=	Flexy Cup (筆記体)		IН 17	「Cup」は本件使用に係る商品との関係からみれば商品の普通名称を表したと理解されるから,使用商標は「Flexy」の部分が要部である。してみれば,使用商標は、「FLEXY」(活字体)の文字よりなる本件商標とは社会通念上同一の範囲内の商標ということができる。
2004. 04.14	取消 2003-30884	DAN(標準文 字)	=	DAN		9	使用商標は、多少図案化されているとはいえ「DAN」と認識することができるばかりでなく、使用商標の下に表示された「DANの〈ワイヤレス・レスポンサー〉は・・・」の記載からしても、需要者が「DAN」以外を想起するものとは考えにくい。
2005. 03.14	取消 2003-31645	WAL	=			16	商標の使用は、対象に応じて適宜変更を加えて使用されるのが通常であり、本件も、「WRC」の文字の表現方法や「CATCH the」と「WRC」との位置関係等が若干異なるとしても、商標の印象に格別の差異を感じさせるものとはいえない。
2005. 05.24	取消 2004-30723	FON H@b	=	HOP LUN		25	商標の使用は対象に応じて適宜変更を加えて使用されるのが通常であり、本件も、その表現方法に若干の差異があるとしても、いずれも「HOP」と「LUN」からなるものと認識され、「ホップラン」という同一の称呼を生ずるものと認められるから、出所表示機能自体に差異はない。
2005. 06.09	取消 2004-30697	KZ	=	DVDKZ		9	使用商標の構成中「DVD」は「録画済みビデオディスク」の略語として一般に使用されているから、特殊態様よりなる「K」と「2」が識別機能を有する部分である。使用商標は本件商標と極めて酷似する構成態様からなり、社会通念上同一のものとみるのが相当である。

類型 2:文字種の変更(判断:「=」は同一性あり。「≠」は同一性無し)

審決日	審判番号	登録商標	判断	使用標章 1	使用標章 2	区分	理由参考
2000. 02.02	H10-31121	Cutie	=	キューティー		IH 10	本件商標を構成する「Cutie」の文字は、きれいな娘を意味する成語であって、上記片仮名文字「キューテイ」と同一の称呼のみを生ずるとみるのが相当であるから、乙第3号証の品名欄に表示されている「キューティ」の片仮名文字は、本件商標と社会通念上同一と認められる商標といわざるを得ない。
2000. 05.09	Н09-15182	LIFECENTER	#	ライフセンター		旧 24	仮に、商標の使用と認めたとしても、本件商標は「LIFECENTER」の文字よりなるものであって、特定の観念を有しない造語よりなるものと認められるから、その表音の使用をもって社会通念上同一のものということはできない。
2000. 11.27	2000-30096	茶っきり	=	ちゃっきり		旧 32	そして、上記「ちゃっきり」の文字は、本件商標と社会 通念上同一と認められ、「茶そば」は、請求に係る指定 商品に含まれるものである。
2000. 11.28	H11-31618	ワープ & ワープ	=	WARP&WARP		9	被請求人が提出した乙第1号証ないし乙第3号証を総合して勘案すると、本件商標と社会通念上同一と認め得る商標を被請求人(商標権者)によって、その取消請求に係る指定商品中の「パーソナルコンピュータ用 CD-ROM」について、本件審判請求の登録前3年以内に日本国内において使用していたことを認めることができた。
2001. 07.31	取消 20000-30778	<i>5</i> 63°	#	Ward		旧 17	両商標は、「ワープ」と「warp」の文字部分を単に片仮名文字及びローマ字表示でもって相互に変更したものではなく、全体としてその外観を著しく変更するものであって、両者は社会通念上同一と認められる範囲を逸脱した商標であるとみるのが相当である。
2001. 11.27	H11-31230	グランドキャニオン	=	GRAND/CANYON	GRAND CANYON	旧 17	両者は、外観を異にするものの、これに接する取引者、需要者をして、容易に「グランドキャニオン」(アメリカ西部、アリゾナ州北西部にある大峡谷)の同一の称呼、観念を生じさせるものと認められ、どちらか一方に別異の観念を生じさせるものとはいえないから、「GRAND CANYON」は、本件商標と社会通念上同一の商標といい得るものである。
2001. 12.11	取消 2001-30335	エンゼルクラブ	=	ANGEL CLUB		旧 25	本件商標の使用商標は、前示認定のとおり「ANGEL CLUB」のローマ字の表示よりなるものであり、本件商標とその使用商標は、「エンゼルクラブ」の称呼、「天使のクラブ、天使の同好会」の観念において同一のものであり、社会通念上同一の商標と認められる。
2002. 03.05	取消 2000-30284	アバークロンビーアンドフイッチ	=	Abercrombie & Fitch		旧 17	本件商標の「アークロンビー アンド フイッチ」の 片仮名表記したものと、使用に係る「Abercrombie & Fitch」標章とは、社会通念上同一のものでありローマ 文字と片仮名の文字の表示を相互の変更使用として、登 録商標の使用と認めることは差し支えなく、請求人の主 張は採用できない。
2002. 03.05	取消 2001-30539	SH SAN	=	「健康」及び本件商標中の 図形と同一の商標		旧 31	上記使用に係る「健康」の文字よりなる商標は、本件商標中の「けんこう」の文字と同一の称呼及び観念を生ずるものであり、また、同じく「ケンコーみそ」の文字よりなる商標も、その要部である「ケンコー」の文字部分より生ずる称呼及び観念が本件商標中の「けんこう」の文字のそれと実質的に同一ということができる。
2002. 04.08	H11-31349	СОМРАТН	#	コンパス		10	「コンパス」の称呼からは製図道具の「COMPASS」の 語を想起するというのが相当であり、造語といえる 「COMPATH」の文字を想起するとはいい難い。
2002. 05.14	取消 2001-30188	ワールドスペース	=	WorldSpace20		旧 11	使用商標は、その構成中のアラビア数字が商品の規格又は品番等を表す記号又は符号として類型的に使用されるものであるから自他商品識別力はなく、結局、使用商標は本件商標を称呼及び観念を同一のままに、片仮名からローマ文字に変更して使用したものと認められる。

2002. 06.05	取消 2000-30828	ユニッツ	#	UNIT	H 17	- 一の称呼が生ずるものであるから、両者は称呼において相
2002. 06.06	取消 2001-30252	マジカルステー ション	=	magical station	9	使用商標は二段書きになっているとしても、同一の書体と大きさをもって、まとまりよく一体不可分に表されており、その隣の地図には、その称呼を表す文字と同で、本件商標の構成文字でもある「マジカルステーション」の文字が表示されている。とすると、「magical station」の使用商標は、結局、称呼及び観念を変更することなく、片仮名の本件商標をローマ文字に変更したにとどまり、社会通念上本件商標と同一の範囲内。
2002. 08.01	取消 2001-31234	MONOLUBE	=	モノルーブ	5	
2002. 10.30	H11-30861	アイ ラブ ユー	=	「I love you」, 「I Love You」	旧 21	
2002. 11.11	取消 2001-31296	ベアー	=	BEAR (やや図案化)	H= 21	- 「うのが相当である。してみると、使用商標は、本件商標
2003. 02.05	取消 2001-31067	めでたや	=	MEDETAYA	42	「MEDETAYA」から、ローマ字読みによる「メデタヤ」 以外の称呼が一般的なものとして生じることは、考え難い。したがって、「MEDETAYA」は、本件商標と称呼 を同一にし、「MEDETAYA」は、本件商標と「めでたい」 の観念を同一にする。
2003. 05.15	平成 11 年審 判第 30987 号	ユース	#	USE]E	
2004. 04.16	取消 2003-30234	ピアレチノ	#	PURE RETHINO	IB	被請求人は、「ビュアレヂナ」とのみ称呼される「PURE RETHINO」の商標を使用したといえるところ、当該商標は、商標法第50条に規定する「平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずる商標」など、本件商標と社会通念上同一と認められる商標には該当しないものと判断するのが相当である。
2004. 05.11	取消 2002-31374	BOLLE	=	ゴルフマガジン	I∃ . 6€	- れている「ゴルフマガジン」の文字は 本件商標とは文
2004. 06.29	取消 2004-30051	飛馬	=	あすか	30	「飛鳥」の文字を縦書きしてなるものであるから、これより「アスカ」若しくは「ヒチョウ」の称呼を生ずるものである。これに対して、使用に係る商標は、前記のとおり、「あすか」の文字よりなるものであるから、「アスカ」の称呼を生ずるものである。そうすると、本件商標と使用に係る商標とは、同一の称呼及び観念を生ずるものとはいえないのみならず、外観においても明らかに相違するものである。

2004. 07.20	取消 2001-30551	Bolero	‡	VORERO ボレロ		H 11	「スペインの舞踊及び舞曲」の意味合いを有する本件商標「Bolero」と使用商標「VORERO/ボレロ」とは、たとえ、本件商標の片仮名文字による変更表記(「ボレロ」)と使用商標の構成中の片仮名文字部分(「ボレロ」)とが共通にするとしても、両者は、使用商標においてその構成中に、本件商標とは綴りの異なる「VORERO」の欧文字を有してなるものであり、しかも、両者はそれぞれより生ずる観念も異にするものといわなければならない。
2004. 07.20	取消 2003-30247	CRESCENT	=	クレセント		14	「クレセント」の文字からなる商標は、「CRESCENT」の文字から生ずる「クレセント」の称呼及び「三日月」の観念を同一にするものといえるから、上記広告に表された「クレセント」の文字からなる商標は、本件商標と社会通念上同一のものと認められる。
2004. 12.14	取消 2003-31720	ゲルラン	#	GUERLAIN		旧 17	使用標章を構成する「GUERLAIN」の文字は、英語、 仏語等の既成語にみられない綴りからなるものである が、被請求人が「香水」の標章として使用し、これを「ゲ ラン」と発音して取引者、需要者の間に広く知られてい るといえるものであるから、使用標章は、「ゲラン」の 称呼のみを生ずるものというのが相当である。
2005. 02.07	取消 2004-30895	ペリオ	=	PERIO	サレーヌペリオ	4	「サレーヌ」の文字部分は化粧品や健康食品等の商品群に総合的に使用される商標と理解され、「サレーヌペリオ」の表示中の「ペリオ」の文字部分が、請求に係る指定商品の商標として機能しているというべきである。
2005. 02.09	取消 2004-30149	SANCTUARY	=	サンクチュアリ		41	本件商標「SANCTUARY」は、「鳥獣保護区域、神聖な場所」等の意味を有する英語であり、「サンクチュアリ」の称呼のみ生ずるものであるから、使用商標「サンクチュアリ」は、本件商標の表音を片仮名表記したものみるのが相当であり、本件商標と社会通念上同一の商標と認められる。
2005. 04.05	取消 2004-30056	マッハスリー MACH3	=	マッハ3		8	本件商標は「マッハスリー」の称呼及び高速飛行体の速度を示す「3マッハ」の観念を有する。そして、使用商標「マッハ3」は、本件商標と同様に「マッハスリー」の称呼及び「3マッハ」の観念を生ずる。そうしてみると、本件商標と使用商標「マッハ3」とは、同一の称呼、観念を生ずるものであるから、「マッハ3」は、本件商標と社会通念上同一の商標というのが相当である。
2005. 05.10	取消 2004-30370	ÜNADERS	#	リターンオブジ インベーダー		9	「リターンオブジインベーダー」の文字は、通常の書体で表されていて、図形的要素の加味された固有の特徴を有する本件商標とは異なるものであり、本件商標と社会通念上同一のものとは認められない。
2005. 06.08	取消 2003-31596	YOU	=	you ナビ		9	使用商標における「you」の文字は独立しても商品の識別標識としての機能を果たし得るものというべきであるから、使用商標と本件商標とは、大文字と小文字との差異を有するものの、社会通念上同一性を有する。
2006. 03.22	取消 2005-30546	サーパス	=	SURPASS		IH 4	「SURPASS」「サーパス」は、ともに、「サーパス」の 称呼のみを生じ、「超える」の意味を有する英語である。 使用商標「SURPASS」は、本件商標「サーパス」を欧 文字(ローマ字)に変更するものであって、同一の称呼 及び観念を生ずる商標である。
2006. 05.17	取消 2005-30946	ALLEGRO	#	アレグロライト		10	使用商標は、ローマ字の文字の表示を相互に変更するものであって、同一の称呼及び観念を生ずるものとはいえないものであって、本件商標とは別異の識別標識としての機能を果たす標章と看取されるといわざるを得ないものである。
2006. 06.23	取消 2005-30425	ENDANGERED SPECIES	=	ENDANGERED SPECIES	エンデンジャードスピーシーズ	30	両商標はその構成態様及び書体を異にするものであるが、それぞれの構成文字全体に相応して「エンデンジャードスピーシーズ」の同一の称呼を生じるものと認められる。
2006. 11.07	取消 2005-31529		#	TaKaRa		30 他	本件商標の構成全体は外観上一体的に結合されたものとして認識、把握されるものであり、その中のいずれが主要要部分でいずれが附記的部分とするかとの判断をすることはできないものである。本件商標から文字部分のみを抽出して、それを商標と使用したとしても、その使用は、本件商標の使用にあたるということはできない。

類型 3:段書き(判断:「=」は同一性あり。「≠」は同一性無し)

審決日	審判番号	登録商標	判断	使用標章1	使用標章2	区分	理由参考
2000. 01.11	H10-31285	Guerean F 7 V	#	GUEREAN		旧 17	「ゲラン」の片仮名文字からはフランスの香水・化粧品会社あるいはその使用に係る商品の商標(Guerlain)を想起し得るものであるが、「Guerean」の欧文字は、特定の観念を生ずるとは認められない。その称呼も直ちに「ゲラン」の称呼を生ずるとはいい難いから、これより上記した「ゲラン」を想起するともいえない。本件商標を構成する「Guerean」の欧文字と「ゲラン」の片仮名文字とは、その観念を同一にするものではない。
2000. 06.01	H09-13683	SOTHEBY'S サザビー	=	SOTHEBY'S		旧 26	本件商標と社会通念上同一と認められる「SOTHEBY'S」の文字よりなる商標が表記されていることが認められる。
2000. 06.20	H11-30862	サーフライフセイ ビング SURF LIFE SAVING Surf Life Saving	=	SURF LIFE SAVING		旧 17	それぞれのシャツの襟首の内側に本件商標と社会通念上同一と認められる「SURF LIFE SAVING」の織りネームが付けられていることが認められる。
2000. 06.28	H10-30286	PRESTATION プレステーション	=	PRESTATION		旧 30	包装箱(略)の表紙には、大きな「PRESTATION」の欧文字の下に小さな「Enjoy Wandeeful GiftFromus」の欧文字が表されており、該「PRESTATION」の文字部分の下には、他の文字と区別する横線を引き、かつ該文字は登録商標であることを強調するために「R(まる)」の記号を付しているものである。
2000. 09.19	H10-31093	ISOTON イソトン	#	アイソトンⅡ	ISOTON II	旧1	本件商標は、「ISOTON」の欧文字と「イソトン」の片仮名文字を上下二段に横書きしてなるものであり、「イソトン」のみの称呼を生じる商標であるから、乙第5号証に係る使用商標と本件商標とは同一性がない商標と認められるものである。
2000. 09.25	H11-30381	mògano # # /	=	mogano		旧 17	該「mogano」の商標と本件商標とは、「mogano」の欧文字部分を同一にしており、本件商標構成中下段の「モガノ」の文字は、上段の「mogano」の文字の表音と認められるものであるから、該「mogano」の商標は、本件商標と社会通念上同一と認められるものである。
2001. 02.07	取消 2000-30389	PINUP	=	PIN-UP		17	使用商標は、「PIN」と「UP」の欧文字の間のハイフンの有無、及び片仮名文字「ピンアップ」の有無の差異を有するものであるが、両商標は、同一の「ピンアップ」(ピンで留める)の称呼・観念を生ずるものであって、社会通念上同一の商標と認めるのが相当である。
2001. 04.03	H11-31222	MOBILE/ モビーレ	#	MOBILE	モバイルシャツ	25	本件使用商標と本件商標は片仮名文字部分の使用が意図されていないという点で明かな差異を有し、両者の構成態様は著しく異なるものといわざるを得ないから、本件使用商標は、本件商標の書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標といえないほか、社会通念上同一の商標ともいうことはできない。
2002. 02.05	H09-11824	FUDOU 不動	#	合格不動		旧 32	本件商標は、前述のとおり「FUDOU」「不動」の各文字を上下 二段に書してなるものであるところ、前記商標「合格不動」とは、 称呼、観念、外観のいずれの点においても明らかに相違するもの であり、社会通念上同一の商標ということもできない。
2002. 04.02	取消 2000-31482	Cambell キャンベル	#	キャンベル		旧 17	「キャンベル」の称呼からは、人名の「Campbell」、ないしアメリカ原産の果皮の黒い大粒のぶどうを指称する「campbell」の語が存在するところから、使用商標「キャンベル」から、常に造語としての本件商標中の欧文字部分「Cambell」が想起されるのではなく、むしろ上記「Campbell」、ないし「campbell」の語が想起される。
2002. 06.05	取消 2000-30942	SUNQ さんきゅ うサンキュー	=	SUNQ		3	
2002.	取消 2001-31395	又: 分:	=	又新	「又新ノート」, 「又新えんぴつ」	旧 25	
2002. 11.05	取消 2001-30915	インフォマート INFOMART	#	テレビ インフォマート		35	使用に係る商標は、本件商標の「インフォマート」の文字をその 構成中に有するとしても、使用に係る商標は、各文字全てがまと まり良く配されており、その全体が外観において一体性を有して いるものというべきであり、本件商標とは別異のものであって、 社会通念上同一の使用とは認め難い。

				I	I		
2002. 11.06	H11-31384	SPECTRA スペクトラ	=	GM SPECTRA KC20W	GM スペクトラ KC20W	旧 24	「GM」は、「GM に対応したシンセサイザー」なる意をもって商品の品質表示語と認識。「KC20W」は、間にスペースが存在し、一連には書されておらず、商品の品番等の記号、符号を表したと理解。使用商標中「GM」「KC20W」の部分は自他商品識別機能を果たし得ない。
2002. 12.03	取消 2001-31465	Columbia アピムロコ	=	Columbia		旧々々 36 (現 25 等)	
2003. 04.30	取消 2002-30645	Cafyda Daneg	=	Pistex		旧 17	本件商標中の図形部分及び欧文字部分は、単に欧文字部分の読みを表したと理解されるにすぎない片仮名文字に比べ、看者の注意を強く惹く。本件使用商標中の図形と本件「Pistex」を横一連に結合した商標は、本件商標中、看者の注意を強く惹く図形部分及び欧文字部分と同一の構成態様からなり、称呼及び看者に与える印象において、本件商標と社会通念上同一。
2003. 05.16	取消 2002-30152	なごみ 和	=	なごみ(縦書き)		旧 29	
2003. 07.16	取消 2002-31067	クラークス CLARKS	=	クラークス		21	欧文字部分は「クラークス」と称呼されるというのが自然であり、本件商標は全体として「クラークス」の称呼のみを生じ、既成の観念を有しない造語を表したものというべきである。そうすると、「クラークス」の文字は、いずれもそれ自体が独立して自他商品の識別標識として機能し得るものであって、「クラークス」の称呼のみを生じ、既成の観念を生ずるものではないから、本件商標とは社会通念上同一のものとみるべき。
2003. 07.31	取消 2002-31045	(MILLER & BRAND)	#	MELLERIO & BERNARD		14	文字盤に表示された商標と本件商標とは、外観上大きく異なる。 文字盤に表示された商標から生ずる自然の称呼は、「メレリオアンドバーナード」である。「メレリオアンドベルナール」の称呼が生ずる本件商標とは、称呼においても同一ではない。納品書に記載された「メレリオ&ベルナール」の表示も本件商標と外観において大きく異なる。
2003. 10.14	取消 2002-31275	DODECA ドデカ どでか	=	Process;		旧 24	使用商標の「ドデカパズル」の片仮名文字については「パズル」の文字部分は、使用商品である「パズルおもちゃ」が「パズル」であることを表すものであって、この商標の自他商品識別力を有する部分は「ドデカ」の部分にあることから、「ドデカ」の片仮名文字を要部とし、その文字に相応して「ドデカ」の称呼をも生じる。
2003. 11.04	取消 2003-30176	CRUISER クルーザー	=	Crusor *		22	「cruiser」「クルーザー」の各語が我が国において「巡洋艦。外洋を航海できるように設備を整えた大型のモーターボート又はヨット」を意味する英語又は外来語として広く知られており、いずれの商標も「クルーザー」の称呼、観念を生ずるものである。
2003. 11.04	取消 2003-30184	パーレックス PERLEX	=	パーレックス		3	欧文字「PERLEX」が併記されていない点において本件商標と相違するが、「PERLEX」「パーレックス」の各語が我が国において特定の意味合いを持って知られた語ではないこと及び「PERLEX」の語が「パーレックス」と称呼されるものであることを併せ考慮すると、本件商標と本件使用商標とは社会通念上同一といって差し支えない。
2004. 01.06	取消 2002-31203	BORSALINO ボルサリノ	=	<u>Borsalino</u>		旧 21	本件商標と使用商標とは、いずれも「ボルサリノ」の称呼を同じくするばかりでなく、男の名前(イタリア国で多く使用される)の観念を同じくするものである。同一の称呼及び観念が生ずることを総合勘案すれば、使用商標は、本件商標と社会通念上同一の商標というのが相当である。
2004. 01.09	取消 2002-30417	玄庵 GENAN	=	玄庵		42	本件商標の構成文字の「GEN AN」が、「玄庵」の称呼である「げんあん」をローマ字でそのまま表したものであることは明らかであるから、新宿区西新宿7丁目10番18号大村ビルに所在するステーキ店の営業を表示するものとして壇が使用していた「玄庵」の商標は、本件商標と社会通念上同一の商標ということができる。
2004. 02.04	H11-31465	ETIENNE エテイエンヌ	=	ETIENNE		旧 17	
2004. 02.04	取消 2001-30159	アローソープ ポリッシュ	=	アローソープ ポリッシュ		lH 4	使用商標が、本件商標と全体の文字の綴り字を同じくし、二段併 記の結果、新たな観念で認識されることなく、外観上も瓶状容器 の胴体の同一面上にまとまりよく表している。

2004. 03.03	取消 2003-30044	CASHMERINO カシメリノ	=	Cashmerino		25	下げ札には、使用商標1とともに「PURE CASHMERE KNIT WEAR」の文字が表示され、これより「混じりもののないカシミア製ニットウエア」なる意味合いを理解させる。これらの文字より使用商標1及び2は、カシミアを暗示させるものとして「カシメリノ」の称呼をもって、取り引きされる場合が多い。
2004. 03.22	取消 2003-30087	JOOLA ジョーラ	=	jola 2		旧 17	使用商標「2」の部分は、商品の品番又は符合と理解され、その 要部は「joola」の文字部分にある。
2004. 06.02	取消 2003-31426	SAMPAR-A	=	鼠とり サンパー・10		旧々 1	本件商標「A」の部分は商品の記号,符号等,本件商標の構成中「SAMPAR」と「サンパー」が自他商品識別機能を有する。使用商標は,自他商品識別機能を有する部分は「サンパー」。「サンパー」部分は、本件商標の要部「SAMPAR」の片仮名表記「サンパー」と同一称呼、いずれも特定の観念を有しない造語。
2004. 07.28	取消 2003-30408	SABER サーベル	=	サーベル DF		5	「サーベル」の文字は「SABER」の欧文字の読みを表し、「SABER/サーベル」の文字は「洋式の刀」を意味し「サーベル」の外来語で親しまれている語。使用商標「サーベル DF」は、その構成中後半部の「DF」の文字は商品の記号・符号としてありふれて使用される欧文字2字だから、前半部「サーベル」の部分が自他商品識別標識として機能し、認識され、本件商標と使用商標とは「サーベル」の称呼、洋式の刀の観念共通。
2004. 08.03	取消 2003-30940	レープス REVS	#	「REV」と「S」 の欧文字間の上 部に小さな逆三 角形の図形(▼) を配してなるも のである。		旧11	本件商標中の欧文字部分は造語。「REVS」の文字部分から生ずる自然の称呼は「レブス」。これと異なる上段の「レーブス」は、「REVS」の読みを特定するために併記されたものと理解認識。本件商標は、「レーブス」と「REVS」とが常に一体のものとして把握認識されるから、片仮名と欧文字とが常に一体のものとして、その指定商品に使用されなければならない。
2004. 09.30	取消 2003-31210	十彩 じゅっさい	=	十彩 (縦書き 毛筆書き風)	JYUSSAI	42	
2005. 04.06	取消 2004-30240	ブライド BRIDE	=	BRIDE		9 12 13	本件商標は、「ブライド」の称呼及び「花嫁、新婦」の観念を生ずる。 使用商標「BRIDE」は、「花嫁、新婦」を意味する英語として、「ブライド」と発音され、我が国においても知られているものであるから、これより「ブライド」の称呼及び「花嫁、新婦」の観念が生ずる。本件商標と使用商標は、「ブライド」の称呼及び「花嫁、新婦」の観念を共通にする。
2005. 04.21	取消 2004-30289	IQ アイキュー	#	ロート i.Q. コンタクト	なみだロート i.Q.	5	本件商標は、「IQ」と「アイキュー」を二段に表したその構成全体をもって自他商品識別力を有する。これに対して各販売名は、その名称中に本件商標の重要な構成要素である「アイキュー」を含んでおらず、欧文字部分でさえその構成態様を本件商標とは異にする。
2005. 05.31	取消 2004-30075	DURA デュラ	=	デュラ プリンター	デュラシステム	9	「デュラブリンター」の中の「ブリンター」の文字は商品名を表したものとして認識し理解されるから、「デュラ」の文字部分が自他商品の識別標識としての機能を果たす要部というべきであり、「デュラシステム」についても同様のことがいえる。そして、この「デュラ」の文字は、本件商標と社会通念上同一といい得る。
2005. 07.28	取消 2004-30837	REXER レクサー	=	REXER		旧 11	使用商標の読みを「レクサー」と特定して使用している事実が存在することも考えると、使用商標より生ずる自然の称呼は「レクサー」というのが相当である。
2005. 09.07	取消 2004-31513	ストラト ST - RAT	#	St - RAT		25	使用商標は、「エスティーラット」の称呼を生じ、特定の観念を 生じない一種の造語よりなる。本件商標は「ストラト」の称呼の みを生じ、特定の観念を生じない一種の造語よりなる。使用商標 における変更使用は、本件商標の識別性に大きな影響を与えると いうべき。
2005. 11.14	取消 2005-30249	CLUBADIDAS TEAM クルバディダス チーム	#	clubadidde TEAM	clubadidas TEAM	25	本件商標の「クルバディダス チーム」の文字は、欧文字部分から生ずる自然の称呼を併記したとはいい難く、本件商標は、「CLUBADIDAS TEAM」と「クルバディダス チーム」を二段に表した結合商標とみるか、「CLUBADIDAS TEAM」を特殊な読みに限定するために表したとみなければならない。欧文字部分のみでは、本件商標と社会通念上同一の範囲内にない。
2006. 02.08	取消 2005-30371	きらめき	=	燦 きらめき		旧 32	使用商標中の平仮名文字の「きらめき」は、漢字の「燦」に比較して小さく表され、また、「燦」が通常「サン」と読まれるとしても、「燦」を「きらめき」と読まないとまではいい得ないものであるから、「きらめき」の文字が「燦」の読みを特定したものと認められる。

2006. 03.13	取消 2005-30114	PRESSO PRESSO	=	プレッソ プレッソ	Presso – Presso	30	両商標はその文字の種別、表示方法等を異にするものではあるが、いずれも、外観上まとまりよく一体として表示されているものであって、そして、いずれよりも、その構成に相応し、無理なく「プレッソプレッソ」の称呼を生じ、両者とも格別の意味合いを有しない造語よりなるものと認められる。
2006. 03.14	取消 2005-30503	HIVISIONMAKE ハイビジョンメイク	=	ハイビジョン メーク		旧 4	
2006. 03.22	取消 2005-30543	サーパス SERPAS	#	SURPASS	サーパス	3	「サーパス」からは、造語である「SERPAS」よりも、「超える」 の意味を有する英語「SURPASS」を想起し得るから、これらの 文字を使用しただけでは、本件商標と社会通念上同一の範囲にあ る商標を使用したということは出来ない。
2006. 04.18	取消 2005-31066	LAB ラブ	#	LOVE		3	本件商標と使用に係る商標とは、「ラブ」の称呼を同じくするものであるとしても、観念において著しく異なるものであり、また、 外観上も大きく相違するものである。
2006. 06.02	取消 2005-31079	MobilePro モバイルプロ	=	MobilePro	MOBILEPRO	9	使用商標は、片仮名文字部分を欠くとしても、本件商標の構成文字中の欧文字と同一の綴りであり、かつ、その称呼「モバイルブロ」も片仮名文字と共通にしており、観念上変動を来したともいえないから、本件商標と社会通念上同一と認められる商標と判断するのが相当である。
2006. 12.05	取消 2006-30194	CHEVRON チェブロン ちぇぶろん	=	Chevron		25	
2007. 02.15	取消 2006-30818	海鹿 かれい カレイ KAREI	=	輝麗/ KAREI		37	本件商標及び使用商標の構成中のそれ自体独立して自他役務の識別標識としての機能を有する「輝麗」の文字部分は、同一の構成よりなるばかりでなく、本件商標及び使用商標は、いずれもその構成文字より「キレイ」及び「カレイ」の称呼を生ずるものであるから、使用商標は、本件商標と社会通念上同一の商標と認めることができる。
2007. 04.20	取消 2006-31086	ジャム GAM	=	GAM		旧 17	使用商標は、本件商標と「ガム」若しくは「ギャム」の称呼を同じくするばかりでなく、「GAM」の有する観念(「鯨の群れ,足(特に女の)」等:甲第2号証)をも同じくする商標というべきである。
2007. 05.09	取消 2006-30899	<i>\$000€</i> 2<0-ë	=	欧文字の ロゴのみの商標		41	いずれも、本件商標の主たる構成要素である「SUCCEED」の綴り字からなる欧文字を使用している。表示されている商標は、デザイン化された「SUCCEED」の欧文字であって、本件商標の欧文字部分と外観を同一にするものであり、使用各商標は、いずれも「サクシード」の称呼及び「成功する」等の観念を生ずる。
2007. 06.19	取消 2006-30202	Surya	#	スーリア	SURIYA	3	両商標のかかる構成の相違を考慮すれば、使用商標が本件商標と 社会通念上同一の商標であるとは、言い得ないものである。

類型 4:文字の付加/欠落/変更(判断:「=」は同一性あり。「≠」は同一性無し)

				I			
審決日	審判番号	登録商標	判断	使用標章1	使用標章2	区分	理由参考
2000. 01.11	H11-30042	IST	=	IST 問題解決 テキスト	入門 IST	旧 26	本件商標と社会通念上同一性を有すると認められる商標。
2000. 01.11	H10-31256	否	=	新ケロ 『グリーン』	シンケロ 〈グリーン〉	旧旧 1	本件商標と社会通念上同一と認められる商標。
2000. 01.18	H10-31302	APATO	=	COSME APATO		3	「COSME」(コスメ)の文字は、化粧品全般を指称する「cosmetic」(コスメティック)の略語として普通に使用されている事実が認められる。そうすると、「COSME」「APATO」のうち、自他商品識別標識機能を果たすのは「APATO」の文字部分であり、「APATO」は本件商標と社会通念上同一と認められる。
2000. 03.24	H10-31392	SKW	=	SKW (P = 10)	SKW (P = 15)	旧7	同商品は主に建設に関係する専門業者を対象とするものである点を併せ考慮すれば、取引者、需要者は、「(P = 10)」又は「(P = 15)」の文字部分は目地のピッチ数を表したものと理解するのが自然であるから、「SKW」の文字部分をもって自他商品の識別標識と認識するものと判断するのが相当である。
2000. 04.24	H11-30551	2001年	#	2001		旧 28	「2001年」は、西暦 2001年を意味するものであるのに対し、「2001」は単に数量、記号等を表す数字であるから、「2001年」と「2001」とは異なるものと言うのが相当。被請求人の使用している「2001」と登録商標「2001年」とは、その意味合いが異なるから、社会通念上同一性を有する商標とはいえない。
2000. 06.21	Н11-30730	MIRACLE	=	ミラクルトランクス		旧 17	使用されている「ミラクルトランクス」の商標は、「トランクス」の文字が商品名を表すことから、自他商品識別標識としての要部が、「ミラクル」の文字部分にあるというべきである。そして「ミラクル」の文字は、「MIRACLE」の文字と同一の称呼・観念を生ずるもので、本件商標と社会通念上同一と認められるものである。
2000. 06.21	H11-30761	アトム	#	アトム (家図形の中に)ハウス ペイント		35	これらの文字は、本件商標の指定役務「経営の診断及び指導、商品の販売に関する情報の提供」との関係からは、「アトム」の文字のみを分離分断すべき理由はなく、むしろ、全体として商品についての商標と認識されるものであって、本件商標の指定役務についての商標として使用されているものとは言い難い。
2000. 06.29	H11-30113	プラリール	=	ニューブラリール		旧 19	市場においては、一般に新商品を表示する場合「ニュー(NEW)」の語を商標と結合し付加して表示することが行われていることは良く知られている。そうすると、被請求人使用の「ニュープラリール」の文字商標は、自他商品識別機能を果たす部分は「プラリール」部分であると取引者・需要者に理解、認識されるといえる。
2000. 08.01	H11-31294	SYSLEY	#	SISLEY	シスレー	旧 29	本件商標と使用各標章からは「シスレー」の称呼が生ずるが、両者間に観念的な相互連想作用はないため両者が同一の観念を生ずるものではない。本件商標と欧文字標章は文字綴りの「Y」と「I」を異にする点で外観上相違し、本件商標と片仮名標章は欧文字と片仮名文字という点でその外観を著しく異にする。
2000. 08.29	H11-31324	南朝	#	南朝鍋		旧 32	そのパンフレット中には、「"山鳩湯"中村」(奈良県吉野郡川上村入之波)とともに、「南朝鍋」の文字の記載は認められるが、これは、本件商標「南朝」と社会通念上同一の商標の使用とはいえないものである。
2000. 09.19	H10-30430	ハイロン	=	ハイロン A 型プレス	ハイロン B 型 プレス	旧旧 17	被請求人は、本件商標「ハイロン」の使用と認め得る「ハイロン A型プレス」「ハイロン B型プレス」の文字よりなる商標を、商品「樹脂専用プレス」に使用していることが認められる。
2000. 09.25	H11-30852	アポ APO	=	アポ 100		1	当該商品には、顕著に表された「アポ」の文字が記載 されており、これにやや小さな「100」の数字が続く 構成態様であったとしても、該使用商標は、本件商標 と社会通念上同一と認められるものである。

							「LIP MAGIC」「MAGIC COLOR」の各文字部分は、 全体が同書体でまとまりよく一体的に構成されてなる
2000. 09.04	H11-30327	Magic	#	LIP MAGIC	MAGIC COLOR	IH 4	ものであるから、その文字中の「LIP」「COLOR」がそれぞれ「唇」「色」等の意味を有する語であるとしても、係る構成においては用途等表示とはいえず、全体で一つの造語を表した商標とみるのが相当。
2000. 10.06	H11-31584	MOSAÏQE	#	mosaiQue		旧 21	本件商標を構成する綴り字は敢えて称呼するとすれば「モザイケ」の如くに称呼される。使用標章「mosaiQue」の綴り字は、仏和辞典に見出せるもので「モザイク」と称呼し得る。本件商標と「mosaiQue」は、その綴り字を異にし、ウムラウト記号の有無により外観が相違するばかりでなく、その称呼も異にする。
2000. 10.10	H11-30251	SHAPE シェイプ	=	Shape 液体プロテイン シェイプ COFFEE TYPE		旧 29	上記包装箱にレタリング化して表されている「Shape」と「シェイプ」の両文字はやや離れて表されているものであるが、本件商標と「液体プロテイン(清涼飲料水)」に使用されている上記商標とは、社会通念上同一性を有する商標といい得るものである。
2000. 10.11	H11-30302	かくだい君	=	愛称かくだい君		旧 11	「愛称」については、商品の愛称即ち商標を意味するものと認められることから、「かくだい君」の文字部分が商標を表すものと認められる。「かくだい君」の「君」は「かくだい」の部分に比べてやや小さく表されているが、全体としての表示は何らかの敬称を表したものと認識されるものであり、本件商標と社会通念上同一。
2000. 10.16	H10-31225	プラネット	#	~ PLANET SATURN		旧旧 36	使用商標は、「PLANET」と「SATURN」の文字を 併記してなるものであり、同書同大に外観上まとまり よく表され、文字の横にある「土星」と思しき図形と 相俟って、該構成文字に相応して「プラネットサター ン」の称呼及び「土星」の観念を生ずる。本件商標と 使用商標とは、外観、称呼及び観念において相違する。
2000. 10.24	H10-30703	HIR ^O	#	J4:RO;;;;		旧 22	該標章は、本件商標と同一とは認められず、また、本 件商標と社会通念上同一ということはできないもので ある。
2000. 12.05	H11-31430	MAVIS	=	D - MAVIS		旧 11	使用商標は、「D」と「MAVIS」の文字を「-」(ハイフン)を介して連綴してなるところ、「D」の文字部分は、商品の記号、符号を表すものと認められ、かつ、「MAVIS」の文字は、ハイフンによって、外観上「D」の文字部分と分離しているため、それのみで独立して自他商品識別機能を果たすものということができる。
2000. 12.21	H11-30729	ミラクル	=	ミラクルトランクス		旧旧 36	その使用に係る商標は前記構成よりみて、社会通念上 自他商品識別標識として本件商標と同一の機能を営む ものとみるのが相当であり、かつ、その使用に係る商 品「トランクス」が本件審判の請求に係る指定商品「被 服」に属するものであることも明らかなところである。
2001. 01.17	H11-31455	SQUARE	#	Pure Sensitive Square		IH 4	使用標章の文字部分全体をまとまりあるものとして捉え、最下段にある「Square」の文字のみに着目して取引に資することはないと認められるから、使用標章はその文字部分から、「ピュアセンシティブスクエア」の称呼を生じ、単なる「スクエア」の称呼及び観念を生ずることはないものとするのが相当。
2001. 01.31	H11-30016	旅	=	旅のたび		25	「旅の」に続いて、登録商標を示す「まる R」の記号が表示されていること、「たび」の文字は、被請求人の使用する商品が「足袋」であることから、「旅のたび」に接する取引者、需要者が、「「旅』印の足袋」と認識することは必ずしも否定し得ないことを考慮すれば、本件商標と社会通念上同一というのが相当。
2001. 10.18	取消 2000-31179	CAMICOS /カミコス	=	カミコス 髪香シャンプー	カミコス 髪香リンス	3	使用態様は、全体を常に一体不可分のものとして把握しなければならない特別の理由は見出せず、しかも、全体より生ずる称呼が冗長であることを勘案すると、簡易迅速を尊ぶ商取引の実際において、取引者、需要者は、「カミコス」の片仮名文字部分単に「カミコス」と称呼する場合も充分にある。

				I	T		T
2001. 10.03	H11-30853	LHITY	#	UNITY SYSTEM	UNITY DATA	9	本件商標は外観において独特の特徴を有した構成よりなるものであり、これを単にゴシック体の欧文字をもって表したものとは、全体としてその外観を著しく変更するものである。
2001. 10.09	取消 2000-31143	LOVE PARADE	#	LOVE PA	ラブパ	9	本件商標とは明らかに別異のものであって、社会通念 上同一のものとは到底認め難いものである。
2001. 11.15	取消 2000-30818	テクノゲル	=	テクノゲル SDC-Q100	テクノゲル SDC-V	10	本件商標と社会通念上同一といえる「テクノゲル SDC - Q100」「テクノゲル SDC - V」「テクノゲル SDC - W」の文字よりなる商標(これらの商標中の「SDC - Q100」「SDC - V」「SDC - W」の部分は、商品の記号、符号と見られるものである。)を使用したものと認められる。
2001. 11.05	取消 2000-30665	南アルプス	#	南アルプス精水	南アルプス 雪解精水	29	使用商標より、「ミナミアルプス」の称呼及び前記観念までをも生ずると判断すべき合理的理由は見当たらない。そうとすると、本件商標と使用商標とは、外観のみならず、称呼及び観念においても著しく相違するので、社会通念上同一の商標ということはできない。
2001. 12.21	取消 2000-30007	LE RITZ	#	RITZ		19	本件商標は、「LE RITZ」の欧文字よりなるものであるところ、前半の「LE」の文字が被請求人説示の如く冠詞を表す場合があるとしても、かかる構成にあっては、「LE」の文字が本件商標の主要な構成要素でないということはできないから、使用商標「RITZ」と、社会通念上同一ということはできない。
2001. 12.25	取消 2000-30826	味工房	#	NOTE OF THE PARTY		30	下段に郵便番号、住所、電話及び FAX 番号を伴っていることから、たとえ「味工房」部分の書体が「株式会社」の書体と異なっているとしても、両文字が一体として商号を表示したものと理解される。「株式会社味工房」と本件商標とは、その構成はもとより、称呼、観念を異にするものである。
2001. 12.28	H11-30412	ALTIA /アルティア	=	アルティア/ MONO /図鑑		旧 21	商標を使用する者の商慣習として、欧文字と片仮名文字よりなる商標の一方のみを使用する場合が多いこと、さらに、「アルティア」を欧文字表記した場合には「ALTIA」であることからすれば、本件商標と使用商標とは、社会通念上同一性を有する商標であると判断するのが相当である。
2001. 03.15	H11-30041	Bear /ベアー	=	ベアーブランド		旧3	標章の構成において差異を有するとしても、その差異が登録された際の形態における商標の識別性に影響を与えず、かつ、商標の同一性を損なわない場合に該当するものであるから、両者は社会通念上同一の商標として認識・把握される。
2001. 05.29	H11-30919	AWARD	#	Pedigree Award ペディグリーアワード		旧 31	本件商標と上記構成よりなる商標とを比較するに、両者は、外観上明らかな差異を有するから、これらカタログ中に表示された上記構成よりなる使用商標は、本件商標と社会通念上同一の商標ということはできない。
2001. 07.25	H11-31525	INFORMATIC	#	×aNā∀ í		旧 11	その綴り字を異にしていること明白であって、各々より生ずる称呼において差異を有するばかりでなく、外観上も異にするものであるから、本件商標の使用を認めることはできない。
2001. 07.27	取消 2000-30520	ASTRE /アステア	=	ASTRE T – 1000	AZSTRE T-1000 アステア T-1000	12	「T-1000」の文字部分は、商品の規格、形式、品番等を表示するための記号として機械部品等を取扱う業界において一般に採択、使用されているローマ字の1字と数字の組合わせたものと認識され、自他商品識別機能が弱いから、使用商標が識別機能を有するのは「ASTRE」「アステア」部分にある
2001. 08.22	取消 2000-30134	コンポ/ compo	#	FEATHER COMPO	フェザーコンポ	旧 12	「FEATHER」と「COMPO」の欧文字ないし「フェザー」と「コンポ」の片仮名文字は、それぞれ常に一体のものとして把握される。
2002. 01.18	H11-30688		=	TBSショッピング	TBS	旧4	使用商標 AB の構成中「ショッピング」の文字は「買い物」を意味する語であって、自他商品の識別機能がないため、使用商標 AB の構成中の「TBS」の文字部分が商標としての識別機能を果たすものといえる。

2002. 01.29	取消 2000-30008	LE RITZ	#	Pritz		20	本件商標の特長である「LE RITZ」の文字の外観とこれに相応して生ずる「ルリッツ」の称呼を逸したものである。そして、他に上記証拠から本件商標または本件商標と社会通念上同一と認められる商標の使用事実は認められない。
2002. 03.26	H11-30878	VOYAGE	=	agnes b. VOYAGE printemps ete 99 (「ete」の語中の「e」 の文字には、アクサン テギュー「´」が付さ れている)		旧 21	上下二段に配置され、文字の大きさ・書体を異にすることから視覚上自ずと分離され、観念上も両文字を常に一体のものとして把握しなければならない格別の事情も認められない。商取引においては、代表的出所標識と個別商標の併記が普通に行われ、「VOYAGE」部分は、個別商標として認識されるとみるのが相当。
2002. 05.20	取消 2001-30270	木の猫砂	#	ネコスキー 白い木の猫砂	「猫砂 ベレッ ト」,「猫砂 白 い木の砂」,「固 まる猫砂」	21	本件商標と社会通念上同一性を有すると認められる商標。
2002. 05.29	取消 2000-31018	デジタルフォーム	#	デジタルフォーム集		9	「デジタルフォーム」の文字からは、両語の意味を結びつけて、例えば「デジタル化したフォーム(形式)」はどの意味合いがもとより看取され、これに「集めること」を意味する「集」を付した使用表示からは、全体として「デジタル化した各種のフォーム(形式)を集めたもの」の如き一連の意味合いが生ずる。
2002. 06.03	H11-31194	YELLOW SUBMARINE	=	Yellow Submarine, HOBBY BASE (小さい文字) 潜水艦らしき図形		旧 24	「HOBBY BASE」の文字は、「Yellow Submarine」の文字よりはるかに小さくかつ異なる書体をもって表されている目立たないものであるため、「Yellow Submarine」の文字の印象が圧倒的に強く、この文字が独立した標識部分として看取されるものといえる。
2002. 06.05	取消 2000-30829	UNITS	#	UNIT		旧 17	本件商標は「ユニッツ」の称呼が生ずるのに対し、「UNIT」からは、「ユニット」の称呼が生ずるものであるから、両者は称呼において相違するばかりでなく、外観も相違するものである。したがって、本件商標と使用に係る商標とは、社会通念上同一性を有する商標とは認められない。
2002. 06.17	取消 2000-31137	チキ	=	「ホワイト チキ」 (同じ桃色の配色では あるが、「ホワイト」 の文字に比して「チキ」 の文字が約 2 倍の大き さをもって顕著に表さ れている)	ホワイトチキ	旧 24	本件商標と社会通念上同一性を有すると認められる商標。
2002. 06.25	取消 2000-30334	アピーS	#	アピフォルティール	アピ	l⊞ 1	本件商標は、まとまりよく「アピーS」よりなる構成にあって、「-」に続く「S」は、単なる商品の型式等の表示であるアルファベット1文字にすぎないとはいえず、全体に「アピーエス」若しくは「アピエス」の称呼を生ずる一連一体の造語商標。
2002. 07.31	取消 2001-30006	ніт	#	「HIT SHOP」 (二段書きのものを含 む。), 「ヒットショッ プ」, 「HIT ショップ」	「HitPC」「ヒットピーシー」	旧 11	「HIT SHOP」「ヒットショップ」の文字は、「SHOP (ショップ)」の文字が「店、商店、小売店」を意味することから、「HIT SHOP」「ヒットショップ」の全体をもって店名として認識されるとみるのが相当であり、これをもって、本件商標「HIT」が自他商品を識別する標識として表示されているということはできない。
2002. 07.31	取消 2001-30248	PMT	=	PMT エキスパンダー	PMT EXPANDER	10	「エキスパンダー」「EXPANDER」の部分は、皮膚を 人工的に伸展させ、得られた余剰皮膚で皮膚欠損を補 填し再建する手術法に使用する「組織拡張器」あるい は「拡張器」をいうもので、広告の商品を表示するも のであるから、「PMT」の欧文字部分が自他商品の識 別の機能を有する部分であるというべき。
2002. 08.15	H11-31508	MEGA メガ	#	「メガチョコクラン チバー」、「MEGA CHOCO CRUNCH BAR」	MEGABALL	30	使用商標は「MEGA」、「メガ」の文字を有するとしても、各文字全でがまとまり良く配されており、その全体が外観において一体性を有しているものというべきであり、本件商標とは別異のものであって、社会通念上同一の使用とは認め難いものである。

2002. 09.02	取消 2001-30620	Cambi	=	コンビスマート	Combi Smart	旧 11	本件商標が被請求人の商号に由来するものであってみれば、構成中の「コンビ」及び「Combi」の文字部分においても、独立して自他商品識別機能を発揮し得るものといい得るからである。
2002. 10.16	取消 2001-30978	OMNI – BACK	=	omniback		9	本件商標と社会通念上同一性を有すると認められる商標。
2002. 10.23	取消 2000-30664	ELLE	#	ダイヤエル		36	本件商標と社会通念上同一性を有すると認められる商標。
2002. 10.28	取消 2000-30574	シード	#	「シードスワブ1号 (2号, 3号又は MRSA) '栄研'」, 「シードスワブ1号 (2号, 3号又は MRSA)」	シードスワブ	旧々 1	使用商標の「1号」「2号」「3号」又は「MRSA」の部分は、商品の品番又は品質・用途を表す番号等として類型的に使用される、自他商品識別標識として機能しない部分であり「'栄研'」は、商品の出所を表示する標識として機能するから、「シードスワブ」部分及び「'栄研'」部分が商標の要部として認識される。
2002. 11.05	取消 2002-30007	COMO SHUFUNOTOMO	#	「Como」、「コモ」	「Como shop」, 「コモ ショップ」	21	本件商標は、「COMO」及び「SHUFUNOTOMO」の欧文字を二段に横書きしてなるところ、本号証中に「Como」、「コモ」、「Como shop」及び「コモ ショップ」の文字の表示はあるものの、「SHUFUNOTOMO」の文字は、一切表示されていない。
2002. 11.18	H11-31180	エンデューロ ENDURO	#	OPEN ENDURO (メタリックシルバー で彩色された 2 状の 図形の中央部分に赤 色。又は黒の下地に白 色で,それぞれ太文字 で顕著に一体の文字と して表されている)	「PURE OPEN ENDURO」, 「ピュア・オープン・エンデューロ」,「エンデューロ・イクイップメント」,「オーブン・エンデューロ」等(カタログ中で商品の説明文中に一連の言葉の如く用いられている)	旧 12	かかる態様の使用商標は、構成中の「ENDURO」「エ ンデューロ」文字部分のみを独立した商標として認識 することは極めて不自然であり、全体として「OPEN ENDURO」、「オープン・エンデューロ」という一 個の商標を構成するものというのが相当である。
2002. 12.09	取消 2002-30761	Królowa クロロワ	#	クロロワ・ファルド Krolowa fald	Krolowa fald (四角形中に 白抜き)	旧 17	該標章中には本件商標を構成する文字は見出し得ないし、上記文字部分にしても、一体的に表されており、「Krolowa」又は「クロロワ」の文字部分のみが独立して看取されるべき格別の事情は見出し難いものであって、本件商標とは構成態様を異にするものである。
2002. 12.16	取消 2001-31194	WHO ARE YOU ?	=	who are you		25	本件商標と社会通念上同一性を有すると認められる商標。
2003. 02.04	取消 2002-30341	ワンダー	#	ワンダーカード		現 16	「ワンダーカード」は、同書同大同間隔でまとまりよく一体に書されているばかりでなく、「ワンダーカード」の称呼も、淀みなく一気一連に称呼し得る。また「ワンダーカード」からは「不思議なカード」の観念が生ずる。→「ワンダーカード」の文字全体をもって一つの造語を形成している商標とみるのが相当。
2003. 02.07	取消 2002-30504	デイワン DAY ONE	#	(有)デイワン NK	デイワン	旧 32	「예デイワン NK」は、全体が一体として商号を表示したと理解される。そうとすればたとえ「デイワン」の文字部分が含まれているとしても社会通念上同一とはいえない。「デイワン」からは「D-ONE」の欧文字をも想起し得る。
2003. 02.10	取消 2001-30589	め組	=	ニューめ組		lH 9	「使用商標」は、その構成中の「ニュー」の文字部分が、「新商品、新製品」であることを表示し、自他商品の識別機能を果たす主要な部分は「め組」の文字部分であるものと取引者・需要者に理解、認識されるといえるから、「め組」の文字からなる本件商標と社会通念上同一と認めるのが相当である。
2003. 02.12	H11-30326	Magic	#	LIP MAGIC	MAGIC COLOR	旧 4	当該商標は、「LIP MAGIC」の造語によって表されたものであり、全体でひとつのまとまった商標というべきであって、本件連合商標とは文字構成を異にし、自ずと商標本来の機能も異なる。(MAGIC COLORについても同様)。

				ı	ı		
2003. 03.12	H11-30323	MAGIC マヂック	#	LIP MAGIC	アロエマジック ALOE MAGIC	旧々	「LIP MAGIC」は特定の具体的観念は生じないから、「マジック」と称呼され「魔法」との意を観念させる本件商標と称呼・観念において異なり、外観が顕著に異なる。
2003. 03.25	取消 2001-30904	ドルチェ	=	DOLCE2	Ø €	旧 11	使用商標1中「2」は商品の型式のために使用される記号等と理解認識され、識別力を有する部分は「DOLCE」にある。使用商標2は、「DOLCE」がステレオ専門雑誌にスピーカーの標章として紹介、掲載され、及び商品カタログで広告してきたことからすれば、その全体が「DOLCE」シリーズの「ETERNO版」のように認識されていたものと推認され、「DLOCE」の部分は独立しても識別機能を果たしていたもの。
2003. 03.31	取消 2001-30370	Hi-spec	=	HISPEC		旧 10	両商標は称呼を同じくし、「Hi」(HI)と「spec」(SPEC)の結合と認識され、殊更に観念を変更するものともいえないため、外観が完全に同一であるとはいえないものの、社会通念上同一の範囲にある商標とみても差し支えない。
2003. 04.15	H11-30519	ストラティジー STRATEGY	=	the 5S skincare strategy		IH 4	「skincare」、「the」及び「5S」の各文字は、それ自体、自他商品の識別標識としての機能を果たすものとはいえないから、自他商品の識別標識としての機能を果たすのは「strategy」の文字部分にあり、この文字は、本件商標中の「STRATEGY」の欧文字と大文字、小文字の差異のみであり、その称呼、観念を同じくするものである。
2003. 04.15	取消 2002-30581	EYE-LITE 71711	#	EYELIGHTS	EYELIGHTS SHADOW TINT アイライト シャドウ ティント	旧 4	「EYELIGHTS」は、本件商標とは、称呼、観念及び外観において相違するものであって、本件商標と社会通念上同一の商標とは到底認められない。「アイライト シャドウ ティント」は、上段に記載された「EYELIGHTS SHADOW TINT」の片仮名表記と容易に理解されるものであり、「アイライト」の文字部分のみが独立して認識されるという態様のものではない。
2003. 05.08	取消 2002-30664	はせ甚	=	「Produced by はせ 甚」の文字(「Produced by」の文字が小さい のに対し、「はせ甚」 の文字は大きく書され ている。)		42	上記紙製テーブルマット及び折込ちらしに表示された「はせ甚」の文字は、その表示態様からして、独立して自他役務の識別標識としての機能を果たし得るものであり、かつ、本件商標と社会通念上同一のものといい得るものである。
2003. 05.29	取消 2002-30131	三陽物産	=	㈱三陽物産	株式会社三陽物産	IH 9	「(株)」又は「株式会社」の文字は、法人の種類を示すものであって、これらの文字自体では識別標識としての機能を果たし得ないものであるから、商標としての「三陽物産」の文字からなる本件商標の本質的機能は損なわれていないというべきである。
2003. 06.10	取消 2001-30430	ドリームアート	#	ドリームアーツ	DreamArts	9	「ドリームアート」の片仮名文字と「DreamArts」の 欧文字とは文字の種類が異っているため外観が相違 しているものである。また、「ドリームアート」から は「ドリームアート」の称呼が生ずるのに対して、 「DreamArts」からは「ドリームアーツ」の称呼が生 ずるものであるから、称呼も相違しているものである。
2003. 07.22	取消 2002-30540	養命	=	〈奈良〉吉野 養命梅干	養命梅干	29	社会通念上同一。
2003. 08.19	取消 2002-30804	ダイヤル	=	ダイヤルエース	ダイヤルエース	5	使用 A 商標及び使用 B 商標の構成中の「エース」の 文字部分は、本件商標の指定商品を取り扱う業界においては、商品の品質を端的に表すものとして普通に使 用されているものといえるから、使用 A 商標及び使 用 B 商標は、「ダイヤル」の文字よりなる本件商標と 社会通念上同一と認められる商標とみるのが相当。
2003. 08.27	取消 2002-30705	ラリー	#	ロジック構築ラリー		41	使用商標を構成する「ロジック構築ラリー」の文字は、 全体として、同じ書体、同じ大きさ、同じ間隔で表されていて、外観上まとまりよく一体的に看取し得るものであって、使用商標は、その構成文字全体をもって 一体不可分のものと認識し把握されるとみるのが相当である。

2003. 09.03	取消 2002-30887	スピア	=	スピアパップ		旧1	使用商標1の文字中、「パップ」の部分は、「巴布剤を 布に塗って皮膚の局所に貼り、罨法を施すこと」(広 辞苑第5版)を意味するものであって、使用商品「パッ ブ剤」を表したと容易に理解されるものであるから、 使用商標1及び2において、自他商品の識別標識とし ての機能を発揮する部分は、「スピア」の部分にある。
2003. 09.19	取消 2002-30526	PASS バス	=	PRS		25	上記のような使用の実態を反映した報道が広く行われていた実情を勘案し、商標に接する需要者の認識をも踏まえてみれば、使用商標は、本件商標と同一の称呼である「パス」の称呼をもって使用されており、かつ、外観及び観念においても酷似した商標として認識され得るものである。
2003. 09.30	取消 2002-30949	V -UP	#	Vup	「Vup」(「V」の 文字は二重に白 抜きされたかの ように多少図案 化されている)	旧 26	本件商標とはその構成が異なるものというべきであるから、本件商標と社会通念上同一のものとは認め難いものである。他に、本件商標が使用されていると認め得る表示はない。
2003. 10.08	取消 2003-30368	≜Victor y	#	大とラッパ型蓄音機 の図形の下に「HIS MASTER'S VOICE」 の英文字を配した犬の マークと「Victor」		21	使用商標中「Victor」の英文字と本件商標の構成中「Victory」の英文字は、語尾において「y」文字の有無という点で明かな構成態様上の差異を有し、生ずる称呼は「ビクター」と「ビクトリー」、及び観念においても「勝利者、征服者」と「勝利、優勝」のように異なるものとなり、別異の商標というのが相当。
2003. 11.06	取消 2003-30482	ぎん 吟	#	ぎん茶		旧 29	両商標は、「吟」の文字部分の有無という点で明かな 構成態様上の差異を有し、かつ、「ぎん」の平仮名文 字を単独で使用する場合において、観念的に緊密な知 覚作用が働いて、「(詩歌などを)うたうこと」の意味 合いの「吟」が単一的に想起されるような相互・互換 性を有するものといえず、異なる観念が生ずる。
2003. 11.19	取消 2001-30300	CUSTOM カスタム	#	カスタムオーダー システム	Custom Order System	旧 24	「Custom Order System」の文字は、「(カタログ仕様以外の仕様の商品の)特別注文システム」のごとき意味合いを認識させるから、「Custom」「カスタム」部分が独立して自他商品の識別標識としての機能を果たすとはいい難く、構成文字全体として、「特別注文システム」のごとき意味合いを表す。
2003. 11.26	取消 2002-30159	パデイ	=	ノ ペテュー		旧 17	片仮名表記においては語尾の「イ」に続く長音が省略表記される場合があるから, 語尾音「イ」の長音の有無が両商標にさほど強い印象の差を与えるとはいい難い。登録商標は時代と共に多少の変更を加えて使用されるのが一般的という事情も考慮すると, 使用商標は本件商標と社会通念上同一。
2003. 12.04	取消 2002-31414	Hobby Magazine ホビーマガジン	#	電撃 HOBBY MAGAZINE		16	「電撃」、「HOBBY」及び「MAGAZINE」の文字は、その文字の大小の差異等があるとしても、その各文字が結合し一体のものとして雑誌の題号を表示したものとみるのが相当であるから、使用商品の題号として使用されている商標は、本件商標と社会通念上同一の商標とはいい得ない。
2004. 02.23	取消 2003-30698	BSA	=	BSA GOLD SR		12	
2004. 04.07	取消 2003-30642	タマゴャ	=	タマゴャのマヨネーズ	タマゴャの マヨネーズ	旧 31	上記使用に係る商標は、その構成中に「マヨネーズ」の文字部分を含むものであるところ、該文字部分は、使用に係る商品「マヨネーズ」を表すものであるから、その要部は、「タマゴャ」の文字部分であり、本件商標と社会通念上同一と認められる商標ということができる。
2004. 05.10	取消 2003-31264	ENG イング	#	イングス		9	本件商標は「ENG」と「イング」を二段に横書きしてなるから、「イング」の称呼を生じ、特定の観念を想起しないものというのが相当である。使用商標は、「イングス」商標であり、これは別掲商標の片仮名表記と理解されるから、「イングス」の称呼を生ずるものであって、本件商標同様に特定の観念を想起させない。

2004. 05.11	取消 2003-31428	ケロンパス	=	ケロンパス・ハップ		旧々	使用商標は「パップ剤」について使用されるから、使用商品との関係からすると、「パップ」の文字部分は、使用に係る商品を表したと理解されるばかりでなく、中黒により「ケロンパス」と「パップ」とが視覚上分離して看取されることも相俟って、需要者は造語よりなる「ケロンパス」の文字部分に強く印象づけられる。
2004. 06.15	取消 2003-30508	テレワーク	=	株式会社テレワーク		41	「株式会社テレワーク」は被請求人の商号の表示ではあるが、同時にこれが取引者・需要者により、被請求人の役務を表示する自他役務識別標識と認識されることもあり、その場合、自他役務識別機能からすれば「株式会社テレワーク」の表示と本件商標「テレワーク」とは、社会通念上同一の商標と理解される。
2004. 08.04	取消 2003-30105	カール	=	CURL Macaroni 又は カール マカロニ	明治屋の カール マカロニ	旧 32	明治屋が商品「マカロニ」のパッケージに使用する「CURL Macaroni」、「カール マカロニ」ないし「明治屋のカール マカロニ」等については、一般の商取引でみられる登録商標と商品を表す語とを組み合わせての使用であって、社会通念上同一の商標というべきものである。
2004. 09.07	取消 2003-30711	TEMPUS	=	TEMPUS CBC 20		旧 11	取引実情に照らしてみれば、「TEMPUS」が識別機能を果たす部分として理解され、「CBC 20」は商品の規格・型式・種別等を表したものと認識される。
2004. 09.24	取消 2003-31191	ROYAL ロイヤル	=	Royal English Readings	教師のためのロ イヤル英文法 ROYAL ENGLISH GRAMMER For Teachers	IН 26	「ROYAL」を外来語表記するときは「ロイヤル」の 片仮名表記が一般的であり、「ROYAL」と「ロイヤル」 とは、観念を同一にし、生じる称呼も同一にするもの である。そして、それぞれが自他商品の識別標識とし て同一の機能を果たし得るものであって、当該登録商 標の使用と認められるものというべきである。
2004. 09.27	取消 2004-30343	シャトル SHUTTLE	=	シャトルバック		18	社会通念上同一。
2004. 09.29	取消 2003-31292	Pro View	=	DYmonew		旧 11	使用商標は、「PROVIEW」の欧文字を表したものと容易に看取され、該文字に相応して「プロビュー」と称呼されるものであることからして、本件商標と使用商標とは、「PROVIEW」の綴り字及び「プロビュー」の称呼を共通にする社会通念上同一の商標と認められるものである。
2004. 11.08	取消 2004-30470	SINTI/ シンティ	=	Sinti	シンティ	25	社会通念上同一。
2004. 11.09	取消 2003-30976	All Star	=	ALL STAR-Jr /オールスタージュニア	ALLSTAR-Jr	旧々 65	社会通念上同一。
2004. 12.06	取消 2003-31411	FineLINE	#	FINELINE PILOT 35		9	両者は「PILOT 35」の欧文字及び算用数字の有無の 顕著な差異がある上、「PILOT 35」の部分が、本件商 標の指定商品との関係において、商品の品質を表示す る等記述的、付記的部分であって自他商品識別機能を 果たし得ないとする証拠も見出すことができない。
2005. 01.04	取消 2004-30916	マクス	#	マックス	MAX	旧々 18	本件商標より生ずる「マクス」の称呼と使用商標1,2より生ずる「マックス」の称呼は、「マ」の音に促音を有するか否かの差異があり、同一の称呼とはいえない。本件商標「マクス」は、直ちに特定の観念が想起されるものとは認め難いのに対し、使用商標1,2「マックス」「MAX」は男の名等の観念を生ずる。
2005. 01.26	取消 2003-30769	THE MONTGOMERY DUFFLE LTD.	#	MONTGOMERY		17	本件登録商標は、構成全体をもって固有の商号を表示したものと看取され、構成中の「THE」「LTD.」「DUFFLE」を要部でない附記的部分とはいえない。固有の商号を表示した本件登録商標と欧米人の名前等を想起し得るにすぎない「MONTGOMERY」とは社会通念上同一とはいえない。
2005. 02.07	取消 2004-31044	VALENCAY	#	VALENÇAY 9792-E		29	本件商標と使用商標は、いずれも構成全体をもって一つの商標を表したものと理解される。使用商標は、本件商標中の三角図形を有していないばかりでなく、本件商標中にない凸状の線及びその下に描かれた抽象的な図形を有してなるものであるから、本件商標とは外観上著しく異なる。

2005. 04.11	取消 2004-30430	СМС	=	CMC – TC		9	「CMC-TC」の要部は「CMC」であって、「CMC-TC」中の「TC」は商品の規格、機種等を表示するための記号、符号等を表したと理解されるとみるのが相当であるから、使用に係る「CMC-TC」は、本件商標と社会通念上同一の商標といわざるを得ない。
2005. 04.22	取消 2003-30096	話力	=	『話力』コース		14	使用商標の構成中「コース」の文字部分は本件商標の 指定役務を取り扱う業界においては提供する役務の種 別を表示する語として普通に使用されているものとい えるから、使用商標の要部は「話力」の文字部分であ り、本件商標と社会通念上同一と認められる商標の使 用とみるのが相当である。
2005. 06.14	取消 2003-31659	GILLETTE MACH	#	Gillette Machsyn3	ジレットマッハ シンスリー	8	使用商標はいずれも本件商標とは構成文字が異なるものであるから、本件商標と社会通念上同一のものであるとは認められない。
2005. 06.28	取消 2004-30801	モンサン・ミッシェル	#	サンミッシェル		30	本件商標は、構成文字全体に相応して「モンサンミッシェル」の称呼、「モンサンミッシェル(フランスのブルターニュ地方の小島)」の観念を生ずる。使用商標は、「サンミッシェル」の称呼、及び「(パリの)サンミッシェル大通り」の観念を生ずる。両商標間における称呼上及び観念上の差異は一見して明らか。
2005. 07.11	取消 2004-30006	C-H-A	#	СНА	Cha	30	両者は「-」の有無において異なり、また、「Cha」の文字は、ローマ字読みで「チャ」と称呼され、「茶」の観念をもって認識されるものである。本件商標は「シーエイチエイ」の称呼を生じ、特定の観念を生じない造語よりなるから、「Cha」(CHA)の文字とは、外観・称呼・観念のいずれの点からみても異なる。
2005. 09.26	取消 2004-31507	ルード RUDE	#	Rudo Garl	RG	旧 17	使用商標は、同一の装飾的な書体で表されており、極めて一体性の強い構成からなるものであって、全体をもって「ぶっきらぼうな少女、不作法な少女」の意味合いを理解し得る。しかも、「Rude」と「girl」の欧文字の頭文字をその同一の書体をもってモノグラム化した商標も併せ表示されている。
2005. 10.18	取消 2004-31137	ONE TOUCH ワンタッチ	#	防水ワンタッチ	ニューワンタッ チ NS	25	「ニューワンタッチ NS」「防水ワンタッチ」は、その 構成中の「NS」「防水」等の文字が、商品の品番、品 質等を表す語であるとしても、一連一体に表示されて おり、本件商標と構成態様を異にするので、商標の同 一性を損なっているといえるものであるから、社会通 念上同一の商標の使用であるとはいえない。
2005. 11.22	取消 2004-31292	スコッチ テリヤ SCOTCH TERRIER	#	<u>₹IJ₹</u>		25, 他	本件商標は、構成全体をもって、「スコッチテリヤ(スコッチテリア犬)」の称呼及び観念を生ずる。他方、使用商標は、「テリヤ(テリア)」の称呼及び観念を生ずる。以上によれば、本件商標と使用に係る商標とは、同一の称呼及び観念を生ずる商標ということはできないし、外観上も明らかに相違するものというべきである。
2005. 12.14	取消 2005-30201	EVOLUTION	=	LANCER Evolution		IН 17	「LANCER」と「Evolution」の各文字は、親しまれた熟語的意味合いを有するものではない。そうすると、使用商標に接する需要者は、大きく太字で表された「Evolution」の文字部分に強く注意が引かれ印象づけられる。
2006. 03.10	取消 2004-30003	MONSTER	=	MONSTER CABLE		旧 11	製品カタログ中の「CABLE」の文字は、商品「ケーブル」そのものを表示する語であると認められるものであるから、上記商標「MONSTER CABLE」の使用は、本件商標「MONSTER」と社会通念上同一の商標の使用と認められる。
2006. 03.22	取消 2004-31323	dodo&company	#	dodo company		3	本件商標と使用商標とは、その商標の構成において相 違する態様からなるものである。
2006. 04.14	取消 2005-30405	ダイマ DYMA	=	スーパーダイマ		6	使用商標全体をもって親しまれた熟語的意味合いが生ずるものではないのみならず、その構成中の「スーパー」は、従来の商品に比べ、商品の品質等が優れていることなどを表示するためのものとして、各種商品分野において普通に使用されている語である。

2006. 07.20	取消 2005-31504	MOST Medical Oriented Super Terminal	#	MOST		42	本件商標は、上下二段に表された「MOST」及び「Medical Oriented Super Terminal」の両文字とも自他役務識別機能を果たすものであるから、使用商標は本件商標中の「Medical Oriented Super Terminal」の文字を欠くもので、識別標識としての本質的な商標の機能において大きく異なる。
2006. 09.05	取消 2005-31504	MASTER	=	マスター超硬バー		旧 9	使用商標中の後半部の「超硬バー」の文字部分は、商品の普通名称あるいは商品の品質を表示するものと認められ、前半部の「マスター」の文字部分が使用商標の自他商品の識別標識としての機能を果たす要部ということができる。
2006. 10.17	取消 2006-30172	スマートライン	#	スマートラインに最適		9	使用標章は一体的に表されており、全体より生ずる意味合いも、資料に掲載のサニタリ形電磁流量計などの機器がスマートラインに最適なものである旨を記述した一体不可分の構成よりなるもので、「スマートライン」の文字部分のみで自他商品識別機能を果たすとは認められない。
2006. 11.14	取消 2006-30126	BERGMAN	#	BURGMAN		12	「BERGMAN」からは、その綴りに応じて「バーグマン」「ベルグマン」等の称呼が生じ得るのに対し、使用に係る「BURGMAN」からは「バーグマン」「ブルグマン」「バルグマン」等の称呼が生じ、いずれも一つの称呼に特定されるものではない。「バーグマン」は、「BERGMAN」の表音のみを示すことにはならない。
2006. 11.28	取消 2006-30146	LAB	=	LAB SERIES FOR MEN		3	本件使用標章は、取引者・需要者に対し、その構成中の「LAB」の部分が顕著な印象を与えるものであり、同部分に自他商品の識別力があると認めるのが相当である。
2006. 12.05	取消 2006-30461	ストップ STOP	#	ぬるだけ 結露 ストプ		1	本件使用商標は、「結露ストップ」の文字全体に相応して「ケツロストップ」の称呼を生じ、特定の観念を生ずることのない造語によって表されたものとして把握され、「ストップ」(停止)の称呼・観念において把握されるものとはいえない。
2006. 12.22	取消 2006-30428	サンシャイン SUNSHINE	=	SUNSHINE NAMJATOWN		41	「SUNSHINE」の文字は小さく表されているものの、「NAMJATOWN」の文字部分とは態様を異にするばかりでなく、「NAMJATOWN」の文字と常に一体不可分にのみ認識し、把握されるべき格別の事情は見いだし難いから、「SUNSHINE」部分自体も独立して自他役務識別標識としての機能を果たす。
2007. 02.16	取消 2006-30688	アスター	#	アスターブラック <zp></zp>	アスターブラウン <zk></zk>	6.11. 14. 19. 20	本件商標は、上記1のとおり、「アスター」の文字の みからなるものであるから、上記「アスターブラック <zp>」及び「アスターブラウン <zk>」の文字が本 件商標と社会通念上同一のものということはできな い。</zk></zp>
2007. 02.20	取消 2005-31561	SPIDER スパイダー	#	エアリアルスパイ ダー・プロト (EG) など		旧 24	使用標章「エアリアルスパイダー・プロト (EG)」「スパイダー X」「風神スパイダー」「"エアリアルスパイダー」な、いずれも、一連一体もしくは記述的に表現された中での表示といえ、単に「スパイダー」の称呼が生ずるとはいえないというのが相当である。
2007. 03.14	取消 2006-30450	างเกม ใช้ข->รรา	=	TOTO PRINCE		旧 10	本件商標とは、「グリーンライト」の文字の位置に若干の差異があるとしても、本件商標も使用に係る商標も、図形部分を中央にして、その左右に、「TOITU」と「グリーンライト」の文字を配した構成からなり、文字部分からは同一の称呼を生じ、外観においても全体として同視し得る範囲内のものと認められる。
2007. 03.28	取消 2003-31154	サポート	=	サポート水和剤		5	「サポート水和剤」は、これを除草剤等の農薬について使用する場合、「水和剤」の文字部分は「粉剤」「粒剤」等の表示と同様に農薬の製剤形態(剤型)を表すものであって、自他商品識別標識としての機能を果たし得ない部分であるから、これを除く前半部の「サポート」部分により自他商品の識別がなされる。

2007. 05.08	取消 2006-30847	PATIS	#	patisfrance	パティスフランス	30, 31	使用商標は、構成各文字が同書・同大・等間隔で表されていて、外観上まとまりよく一体的に看取し得るものであって、「パティスフランス」の称呼も格別冗長なものでなく、よどみなく一連に称呼し得るものであるから、使用商標は、その構成文字全体をもって一体不可分の造語よりなるものと認識し把握される。
2007. 05.10	取消 2005-30960	NIR	=	NIR (R) Elite		6	(R) の記号は、登録商標であることを表すものであるから、上記の「NIR」の文字部分も独立して自他商品の識別標識としての機能を果たす部分と認め得るものである。

類型 5: 図形有無(判断: 「=」は同一性あり。「≠」は同一性無し)

審決日	審判番号	登録商標	判断	使用標章1	使用標章2	区分	理由参考
2000. 01.14	H10-30671	9 multi9	#	Multi 9 system	MCB/Multi 9	旧 11	本件商標は、別紙に示したとおり図形と文字の組み合わせよりなるのに対し、そのカタログの表紙と認められる書面(乙第1号証の1)には「Multi 9 system」の文字が表示されているのみで、本件商標を構成する図形はどこにも表示されていないものである。
2000. 07.04	H11-31305	Sunng	=	SunNaP(全て 同じ大きさ)		旧 21	本件商標の図形は、比較的写実的な印象を与えるものともいえず、単純化されており、格別特徴的なものとは認められないことからすると、図形部分は、取引者、需要者に特に顕著な印象を与えるものとは認められず、むしろ、文字の後に配されていることより、該図形部分は、背景図形とみるのが相当である。
2001. 06.05	取消 2000-30564	Garry's	=	Darry's		旧 30	本件商標から該帽子状図形を除いて、その指定商品に使用しても、それは本件商標の識別性に影響を与えない程度の表示態様の変更とみるのが相当であり、結局、本件商標と使用商標の関係は、社会通念上同一の範疇に属する商標と判断するのが相当である。
2002. 01.23	H10-31342	Oxford English	#	Oxford English		旧 11	本件商標から図形部分を除いた文字部分のみを抽出して、それを商標として使用したとしても、その使用は本件商標と社会通念上同一と認識される商標の使用にも当たらず、もはや本件商標の使用であるということはできない。
2002. 07.16	取消 2001-30825	オレンジクリーナー	#	オレンジクリー ナー		旧4	
2002. 07.23	取消 2000-30592	弘法	#	弘法湯		旧々 々 1	本件商標の自他商品の識別力を果たす部分が「弘法」の文字にあるとしてみても、結局のところ、本件商標の「弘法」以外の他の構成要素である図形部分及び文字の標章は確認できず、当該「弘法湯」のみの表示は、本件商標とは明らかに社会通念上、相違するものである。
2002. 08.05	取消 2000-30594	Constant Cons	#	弘法湯		旧1	本件商標の自他商品の識別力を果たす部分が「弘法」の文字にあるとしてみても、結局のところ、本件商標のもう一つの構成要素である図形部分は確認できず、当該表示は、本件商標とは明らかに社会通念上、相違するものである。
2003. 02.24	取消 2002-30078	NETMARKS	=	N E T MARKS		9	使用商標は、図形部分と文字部分とは、常に一体のものとしてみなければならない特段の理由は認められないから、文字部分は独立して自他役務の識別標識としての機能を果たしているものというのが相当である。
2003. 06.06	取消 2002-30922	● Horion	#	Norton		旧 17	本件商標の「Norton」の欧文字を除いた図形が、その指定商品との関係において、商標の要部でない附記的な部分とも認め難いところであり、かつ、本件使用商標と本件商標とは図形部分の有無という点で明かな構成態様上の差異を有する別異の商標というのが相当である。
2003. 07.23	取消 2001-31081	P∃JLB	#	0		42	本件商標と使用商標とは、「青色の三角旗の図形」の部分において類似する商標ということはできても、使用商標は、「アヲハタ」の片仮名文字の構成を欠くものであることから、両商標は外観において互いに同視される商標とはいえない。
2003. 11.07	平成 11 年審判第 31220 号	REVOLUTION	#			旧 17	使用商標は、歯車状の輪郭図形、五角形の図形と「R」の文字、そして「REVOLUTION」の欧文字等が全体としてまとまりよく組み合わされ一体に表されているものとみられるものである。これに対し、本件商標は、「REVOLUTION」の欧文字を一連に横書きして表したものであることからして、上記特徴をもつ使用商標は、本件商標と社会通念上同一のものと判断し得ないものである。
2004. 05.10	取消 2003-31057	HUSTLER	=	FILSTLE R		旧 17	使用商標に接する需要者は、その構成中、外観上見やすく、かつ、称呼しやすい「HUSTLER」の文字部分に強く印象づけられるというのが相当であるから、使用商標中の「HUSTLER」の文字部分は、他の構成要素と切り離されて独立して自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものである。

不使用取消審判における「社会通念上同一の商標」

2004. 05.10	取消 2003-31061	ハスラー	=	FUSTLER	旧 17	使用商標に接する需要者は、その構成中、外観上見やすく、かつ、称呼しやすい「HUSTLER」の文字部分に強く印象づけられるというのが相当であるから、使用商標中の「HUSTLER」の文字部分は、他の構成要素と切り離されて独立して自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものである。
2005. 05.10	取消 2004-30485	ndian	#	Indian	14	本件商標にあって該図形が自他識別標識として果たす役割は極めて大きい。使用商標1は、本件商標中の識別標識として極めて大きな役割を果たす重要な構成要素を有しないという顕著な差異を有するものである。
2006. 06.20	取消 2005-31137	WOLUTIONS	#	EVOLUTION	9,28	本件商標の結合は、いずれが主要部分でいずれが補助的(付記的)部分であると断じることは不可能なほど分かち難いものというべきであって、本件商標から文字部分のみを抽出して、それを商標として使用しても、それは本件商標の使用には該当しないと判断するのが相当である(昭和55年(行ケ)第337号・東京高裁昭和57年9月30日判決参照)。
2006. 12.14	取消 2006-30564	突たからや	=	(登録商標に対 して横長方形の 輪郭が無い標 章)	旧 32	両者は、横長方形の輪郭の有無に差異を有するけれども、他の構成要素 (図形と文字)を共通にし、かかる細線輪郭自体は看者の注意を強く惹くものとはいい難く、かつ、その輪郭線が本件商標の識別性において欠くべからざる機能を有するものといえず、むしろ、その輪郭線は附記的な構成要素と判断するのが相当である。

類型 6: 図形同士(判断: 「=」は同一性あり。「≠」は同一性無し)

	※王 0・四川川工 (刊助・1 − 」 161円 「正版 り。1 ← 」 161円 「正版 U)							
審決日	審判番号	登録商標	判断	使用標章1	使用標章 2	区分	理由参考	
2001. 12.27	H10-31259	PLANET	#	PLANET SATURN		旧々 36	たとえ要素としての文字部分の称呼と観念を同じくするとして も、外観上構成を著しく異にする別異の商標であるから、社会通 念上同一性を有する商標とは認められないものである。	
2002. 03.25	H10-31284	∓ IAKASASQ	=	本件商標中の図形と 同じ構成よりなる 図形(ただし、赤 色)、該図形の右 に「TAKASAGO INTERNATIONAL CORPORATION」, 該図形と文字の下 に、赤色の線		H 32	取引の事情及び被請求人が「高砂香料工業株式会社」の文字とともに「TAKASAGO INTERNATIONAL CORPORATION」の文字を併記して広告等に使用している事実等を併せ考えると、使用商標は、本件商標と同一性の範囲内における変更であって、商標の識別性に影響を与えない程度の変更とみるのが相当である。	
2001. 02.14	H11-30180	ANALTE	=	annah	anyonsi	旧 21	使用標章は、その図形部分において本件連合商標の構成において 基本となすものを変更するものでなく、その識別性を明確に維持 している同一の範疇に属する標章といわなければならない。	
2003. 05.01	取消 2000-30043		=		FIGE SPAN	16	使用商標1と本件商標とは、外観上構成を著しく異にする別異の商標である。使用商標2は、使用商標1の左横すぐに、図形と文字が配された使用商標1と同じ大きさの図形が左右対のように配されているものであるから、使用商標2は、上記の対の右側の使用商標1のみの場合より社会通念上同一性を有する商標とは認められないものである。	
2003. 07.09	取消 2002-30668	F&&	#	.≪P.ò		旧 26	本件商標及び他の登録商標は構成中にいずれも3個の「P」の文字を有するものであるが、他の構成部分である図形が全く異なっているため、これらの図形と組み合わされた本件商標及び他の登録商標の全体としての外観は明らかに相違しており、受ける印象も異なるものである。	
2004. 10.21	取消 2002-31340	jur 5	=			9	本件商標と使用商標とは、別掲のとおり、ともにありふれた楕円 形内に、「 μ F」の文字と図案化された「S」の文字を白抜きで配した構成で表されていることから、その構成に一部異なるところがあるとしても、使用商標は、本件商標と社会通念上同一の商標といえる。	

2004. 12.13	取消 2003-31713	5	=	丸状の図形とその下 に横棒の図形とその下 に横棒のないかが がないたなが如きり、分 で表の図形の上半円所 で表の図形の上半円所 大一」ので表の図形の上 もり、記に「引 をもの、丸に「朝日の印造 株式舎で表の側で表され、「朝 日酒造株で、「朝 日酒造株で、「朝 日酒造株で、「朝 日酒造株で、「朝 日酒造株で、「朝 日酒造なれている。		33	丸状の図形、横棒の如き線状の図形、「円満大一」の文字の形状や位置関係等において、本件商標とは若干の差異が認められるとしても、商標の使用は、商標を付する対象に応じて、適宜に変更を加えて使用されるのがむしろ通常であり、本件の場合も、上記各構成要素において本件商標と若干の差異をもって表されてはいるが、このことにより、商標の印象に格別の差異を感じさせるものとはいえない。
-------------	------------------	----------	---	---	--	----	--

類型7:その他(判断:「=」は同一性あり。「≠」は同一性無し)

審決日	審判番号	登録商標	判断	使用標章1	使用標章2	区分	理由参考
2000. 10.24	H10-30703	LiRO 312	=	HRO 312		旧 22	表紙中央上段部に表示された標章 (別掲(2)) は、本件連合商標と社会通念上同一の商標とみても差し支えないと判断されるところである。
2000. 11.28	H10-31076	LINE 7	=	LINET		旧 24	新バージョン商標にしても、外観を多少変更して使用することは実際の取引において通常行われているところであり、この変更が商標の識別標識としての機能に及ぼす影響は微少とみられるから、使用商標のみならず新バージョン商標も社会通念上本件商標と同一のものというべきでる。
2001. 09.26	取消 2000-30947	やまだし	=	黒の矩形内に白 抜きで右に縦書 きの「やま」, 左に縦書きの 「だし」の文字		29	「やま」及び「だし」は、まとまりよく表されており、一般に縦書き 日本文字が右から左へ読まれるのに即すれば、これを右側から左側へ 「やまだし」と読むことが不自然でない。
2002. 03.05	H11-31473		=	本件商標の主要 部分である男 女二人がオー トバイに乗る 図形,「The Crazyrider」, 「横浜銀蝿」の 文字		旧 24	本件商標の図形部分と文字部分は、それぞれが独立したまとまりをもって看者に認識、把握されるものであるといえるし、両者の各部分毎の態様はほぼ同一と認め得るものであり、文字部分は演奏者名に相応するとしても、図形部分において自他商品識別のための標識として機能する余地があること上述のとおりである。
2002. 04.22	H11-31648	Wou Me 夢工房	=	Non Me. #IB		37	
2002. 05.22	H11-31464	和漢研麗姿	=	「和漢研」「麗姿」		3	本件使用商標は、その構成中の「和漢研」「麗姿」が物理的に別々に使用されている点において、本件商標とは相違するとしても、この程度の変更使用は、商取引の実際においては通常行われているところであり、本件商標の識別性に影響を与えない程度の表示態様の変更とみるのが相当である。
2002. 11.12	取消 2002-30118	Cellstar	=	CELLSTAR		9	
2003. 01.21	取消 2000-31263	Hips	#	HIP SO	Gard	IH 29	使用商標1は直ちに単なる「ヒップ」の称呼までもが生ずるものとは 認め難い。仮に、使用商標1より「ヒップ」の称呼を生ずる場合があっ たとしても、これより「お尻(のポケット)に入るような(小さなペット)ボトル」という観念を生ずることに加えて、本件商標中にあるワニ様の図形及び女性の臀部を強調した図形が使用商標1にはないこと からすると、本件商標と使用商標1とは、その外観、称呼及び観念の いずれにおいても明らかに相違する非類似の商標である。

2003. 05.15	取消 2001-30150	19HOLE	=	ペナント様の 図形の下に 「19hols」	緑色の地色を白 抜きしたベナン ト様の旗の図 形とその下に 繭型輪郭内に 「19HOLL」	旧 17	本件商標と使用に係るこれら標章は、色彩の相違、繭玉様の輪郭の有無、大文字か小文字かの差異があるとしても、全体として社会通念上同一の商標であるというのが相当である。
2004. 01.30	取消 2002-31163	KCS	II	欧文字「KCS」 をやや図案化 (「C」のふとこ ろ部分に「●」 を付加してい る。) したもの		旧 32	
2004. 02.05	取消 2002-31415	電製Hobbymagazine	=	FIGERY		16	雑誌の題号などの場合に、視覚上の印象を高めるために文字にデザインを施すなどして多様な表現手段を用いて表すことは、取引社会においては広く行われている。かかる取引の実情を考慮すると、使用商標 A におけるこれら各文字は、まとまりよく一体的に表されていて、全体をもって一つの題号を表したものとみて何等不自然なものではない。
2004. 03.09	取消 2003-31138	عادة عادة	=			旧 4	使用商標にあっても、これより生ずる自然の称呼は、「マルニ」であるというのが相当である。これに対して、本件商標は、別掲(1)のとおりの構成よりなるものであるから、これより「マルニ」の称呼を生ずるものであり、暖簾記号の一つとして認識されるものである。
2004. 03.11	取消 2003-31101	Order to and	#	は一本化学		30	本件商標中,強い自他識別機能を有していた図形部分は,使用商標にあって,配置,構成態様を大きく変更することにより,構成全体として極めて印象の薄いものとして看取されるばかりでなく,「夏」の文字部分の存在も判然としないものであるから,使用商標の図形部分は,自他識別機能が薄弱なものとなったというべきである。
2004. 06.07	取消 2002-31446	Atkoh	=	АІКОН		旧 10	本件商標と使用商標とは、書された文字は同一綴りである「Aikoh」と「AIKOH」の各文字であり、共に「アイコー」称呼を生ずるものである。また、配されているアンダーラインも附飾的なものであって、全体を著しく変更するとはいえないものである。
2004. 06.22	取消 2003-30345	TRIMEC トラ イメック	#	トリメックF 液剤		旧1	「トリメック F 液剤」との文字表記が認められ、これが「トリメック」の文字部分を要部とする「トリメック」の称呼をも生じる商標であるとしても、「トライメック」と称呼される本件商標とは称呼が異なるうえ、本件商標と外観において著しく相違する。
2005. 07.04	取消 2003-31450	OK リアタック	=	OK リアタック		16	本件商標が字体の異なる「OK」と「リアタック」の文字を結合した ものであることからみれば、これよりも同様に「OK 印のリアタック」 と認識される場合のあること少なからずあるものといい得る。
2007. 01.10	取消 2006-30467	一生懸命	=	一所懸命		30	「一生懸命」が「一所懸命」から転じて使用されてきたという経緯があり、同一の観念を有するものとして一般に知られているということができるから、商取引の実際においては、登録商標と物理的に同一のものを使用するというよりは、商品の具体的性状に応じ適宜変更を加えて使用する実情にあることを考慮。